

第四計画期間に適用する改正事項等 説明資料



- 1. 都の気候変動対策の方向性** **スライド2**
- 2. これまでの経緯と成果、
2025年度以降(第四計画期間)の
制度の在り方・方向性** **スライド6**
- 3. 第四計画期間に適用する改正事項等** **スライド11**
- 4. 御質問等をお寄せいただく場合の方法等** **スライド62**

1. 都の気候変動対策の方向性

1. 都の気候変動対策の方向性

● 都の「2030年目標」 東京都環境基本計画（2022年9月策定）



温室効果ガスの削減
(2000年比)

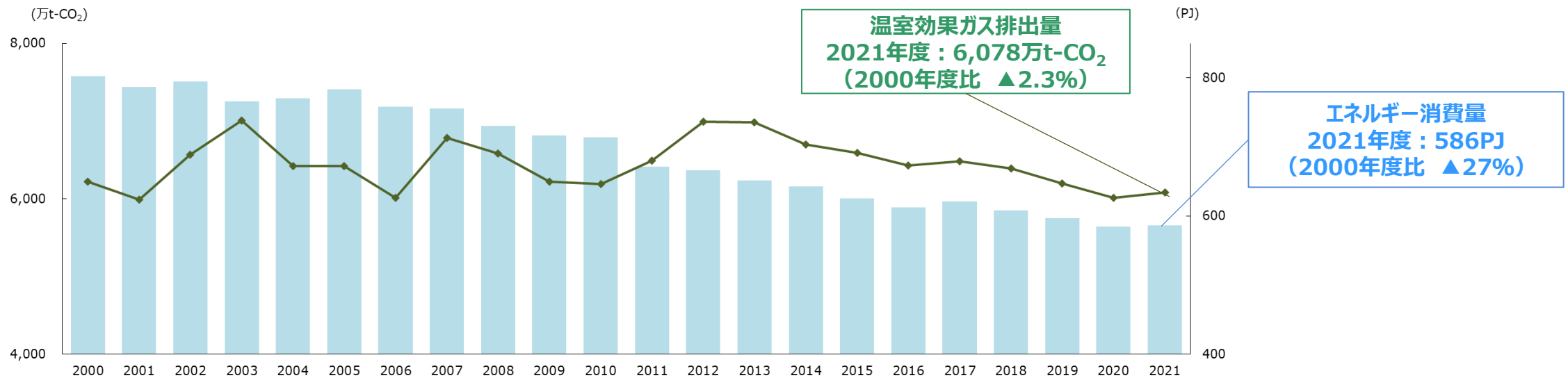


エネルギー消費量の削減
(2000年比)



再生可能エネルギーによる
電力利用割合

● 東京のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量（推移）



1. 都の気候変動対策の方向性

● 世界で広がる脱炭素化の潮流

- 世界共通の目標である平均気温上昇1.5℃未満を達成するためには、温室効果ガス排出量について **2050年までに実質ゼロ、2030年までに約半減**が必要
- ウクライナ・ロシア情勢により、エネルギー供給の脆弱性という課題が改めて顕在化
- IPCCの第6次統合報告書(2023年3月)では、**2035年に温室効果ガス60%削減（CO₂は65%）が必要**であると指摘

● 事業者を取り巻く状況の変化

- SBTや、TCFDなどへの参加など、**グローバルな観点を踏まえた脱炭素対策を重視する企業が増加**
- 再エネ100%電気等の利用やPPA（電力調達契約）など、**多様な手段で再エネを推進する企業が増加**
- 温室効果ガスの削減対策の推進が**都市としての価値の向上や国際競争力の強化にも不可欠な要素**

● エネルギーの大消費地である東京が果たすべき役割

- 東京都環境審議会答申を踏まえ、2022年9月に「**カーボンハーフに向けた条例改正の基本方針**」及び「**東京都環境基本計画**」を策定
- 2050年のゼロエミッションの実現と2030年カーボンハーフを達成するために、**あらゆる分野の取組を大胆に強化し、国際的なリーダーシップを発揮していく**

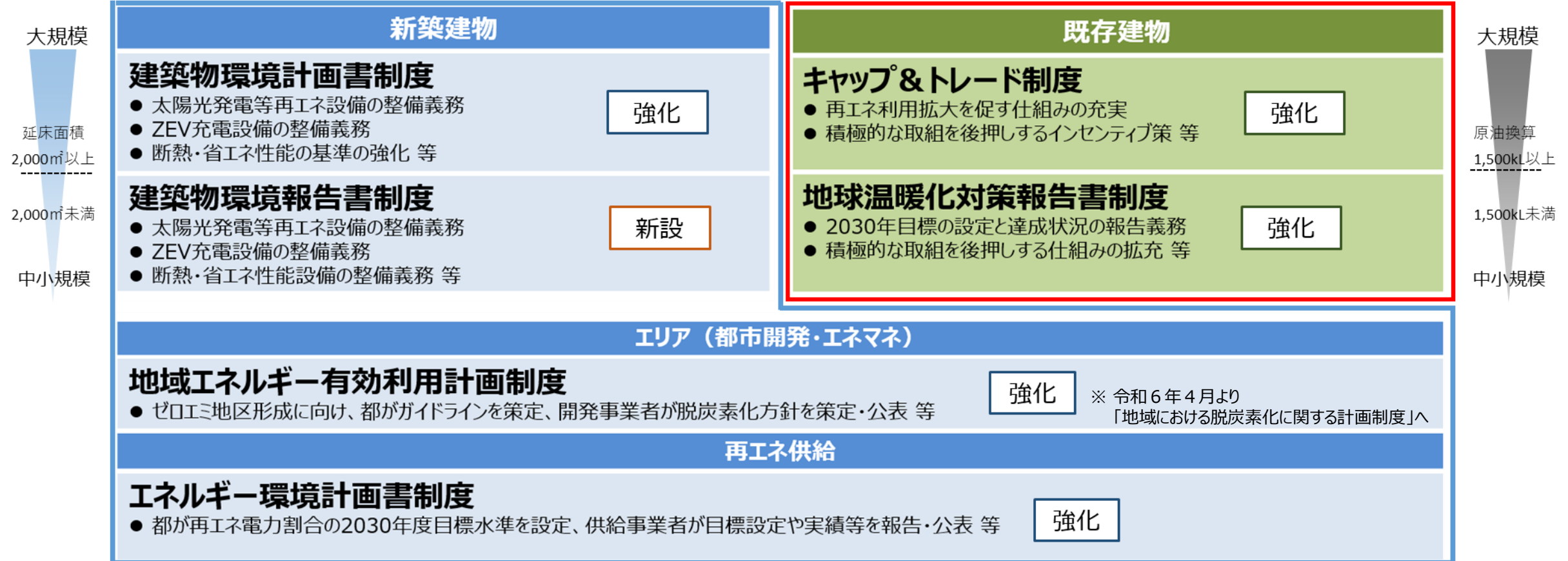
1. 都の気候変動対策の方向性

● 「都の2030年目標の達成」とその先の「ゼロエミッションの実現」を見据えて

- 都のCO2排出量は、建物に起因する排出量が約 7 割を占める。
- 東京の地域特性を踏まえ、**建築物の断熱・省エネ性能の強化と再生可能エネルギーの導入、都市開発における面的なエネルギーマネジメント、利用エネルギーの脱炭素化の促進**などあらゆる制度を強化

令和 4 年 1 2 月環境確保条例改正済

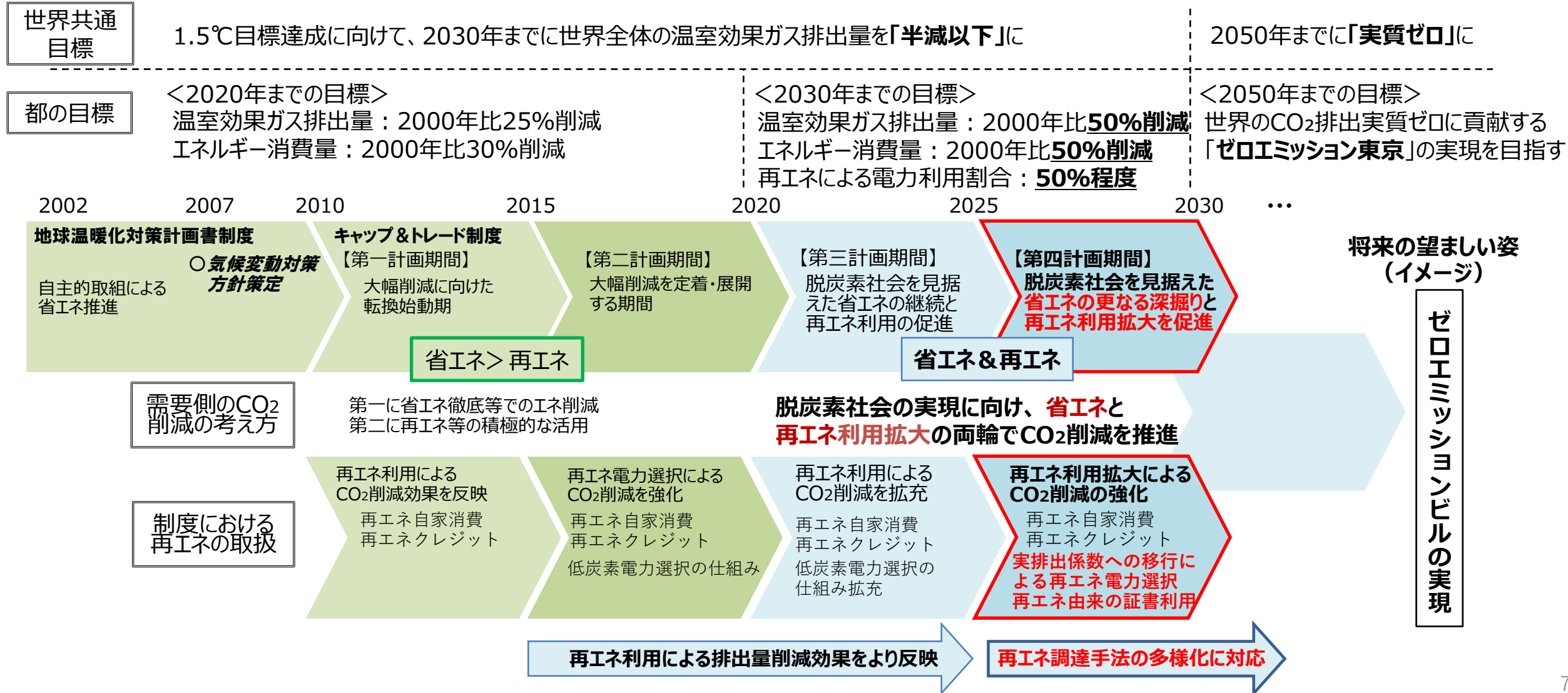
令和 5 年 1 0 月環境確保条例改正済



2. これまでの経緯と成果、 2025年度以降(第四計画期間)の制度の在り方・方向性

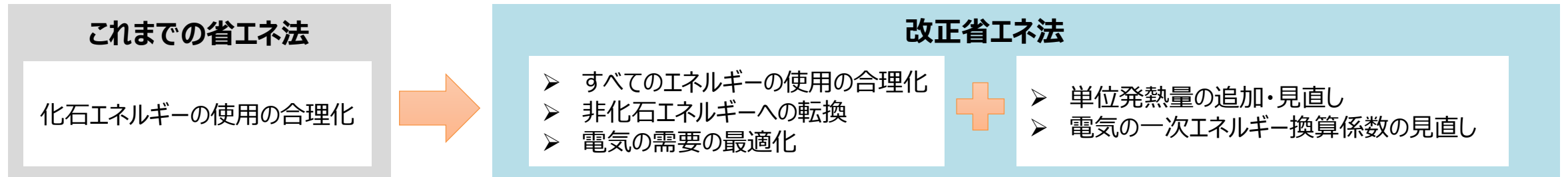
2. これまでの経緯と成果、2025年度以降（第四計画期間）の制度の在り方・方向性

● 「キャップ&トレード制度の取組イメージ」



● 省エネ法の改正（以下、「改正省エネ法」）

- これまで化石エネルギーの使用の合理化等を求めてきたところ、今後は**非化石エネルギーも含めたすべてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換**を求めるとともに、**電気の需要の最適化を促す**法律に変更



● 温対法の一部改正

- 温室効果ガス算定排出量の算定対象活動の見直しや、都市ガス・熱の事業者別排出係数の導入等を内容とする「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が令和5年8月29日閣議決定

【主な改正事項】

- 燃料等の使用に伴う二酸化炭素排出量の算定に用いる排出係数の見直し
- 地球温暖化係数の更新（IPCC平成25年公表値）
- 電気同様に、SHK制度※に使用する都市ガス・熱の事業者別排出係数の公表制度の導入
- SHK制度に使用する算定対象活動の見直し（改正省エネ法への対応）

※ SHK制度：温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

⇒ **省エネ法改正及び温対法の一部改正内容を踏まえて、「第四計画期間の制度改正事項等」を検討**

2. これまでの経緯と成果、2025年度以降（第四計画期間）の制度の在り方・方向性

● 第一計画期間の成果

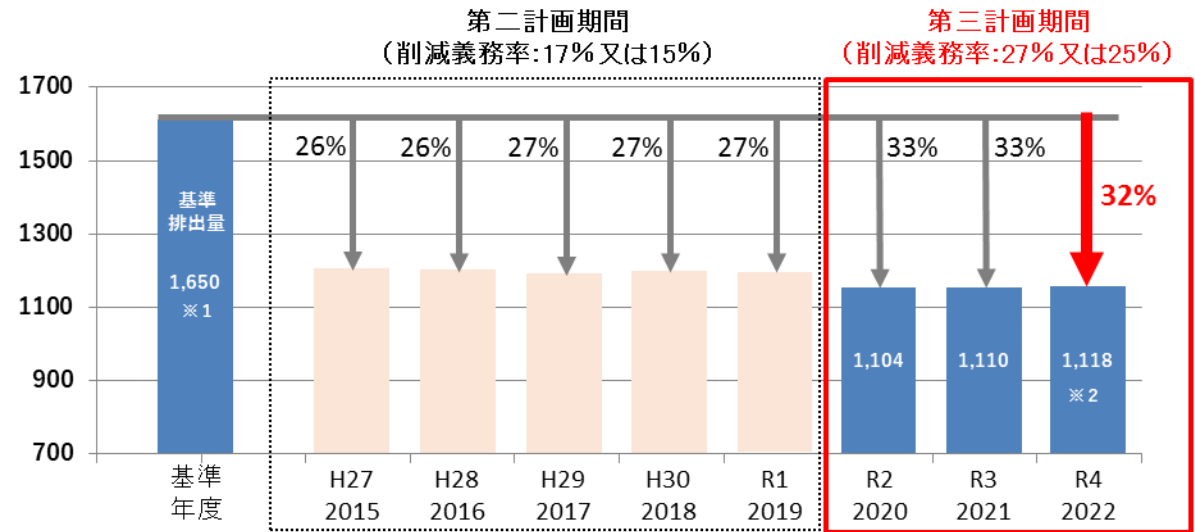
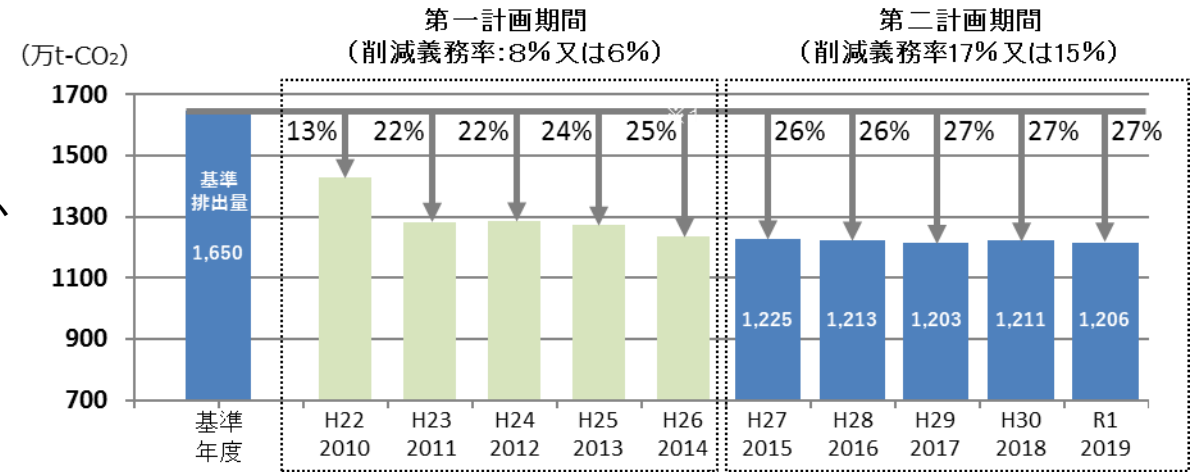
- 事業所の真摯な省エネへの取組の結果、最終年度の2014年度には、**基準年度比25%の大幅削減**を達成し、全ての事業所が義務を履行

● 第二計画期間の成果

- 事業所の削減努力の積み重ねと低炭素電力・熱の利用等によって、最終年度の2019年度には、**基準年度比27%の大幅削減**を達成し、全ての事業所が義務を履行

● 第三計画期間の成果

- 一部対象事業所における経済活動の回復等の影響がある中、省エネ対策の進展及び低炭素電力・熱の利用により、2022年度は**基準年度比32%の削減**



《対象事業所の総CO₂排出量の推移》

※1 基準排出量とは、事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値

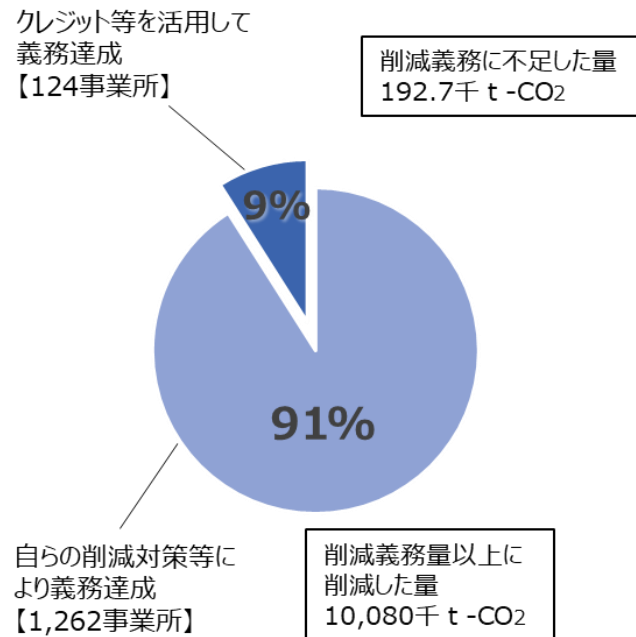
※2 令和6（2024）年2月9日時点の集計値（電気等の排出係数は第三計画期間の値で算定）

2. これまでの経緯と成果、2025年度以降（第四計画期間）の制度の在り方・方向性

● 第一計画期間

(削減義務率：8%/6%)

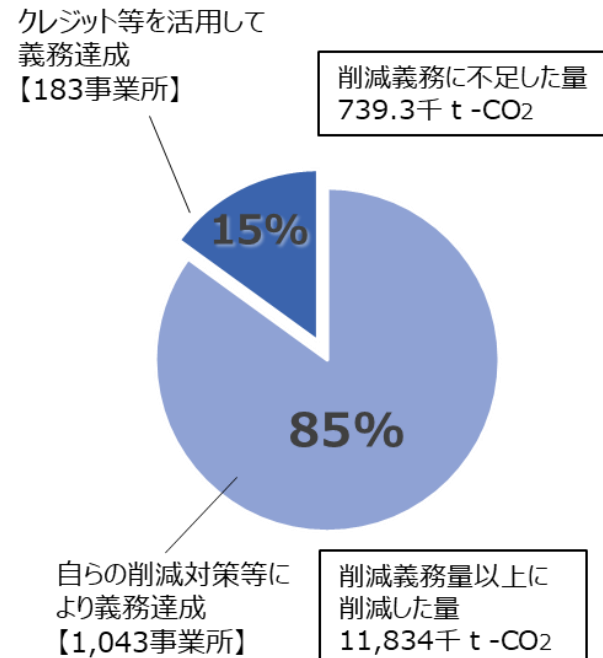
- 91%の事業所が、自らの削減対策等により削減義務を達成
- 残りの9%も、クレジット等を活用して義務を履行



● 第二計画期間

(削減義務率：17%/15%)

- 85%の事業所が、自らの削減対策等により削減義務を達成
- 残りの15%も、クレジット等を活用して義務を履行

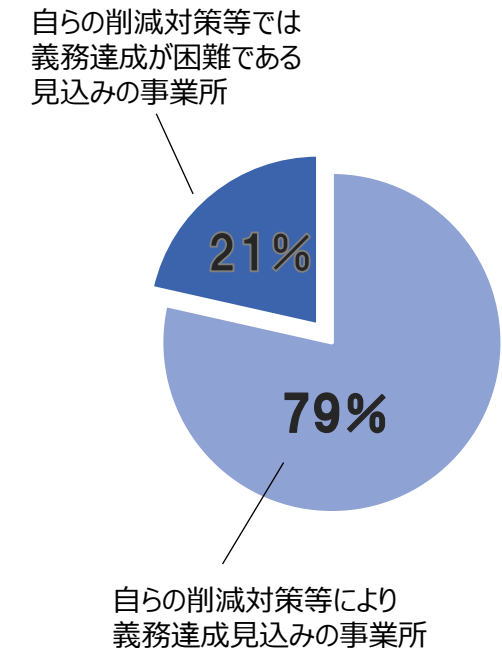


● 第三計画期間（見込み※）

(削減義務率：27%/25%)

- 第三期3年度目の実績では、79%の事業所が自らの削減対策等により義務達成見込み

※ 第三計画期間において、2022年度実績から排出量が一定と仮定した場合の参考値



3. 第四計画期間に適用する改正事項等

3. 第四計画期間に適用する改正事項等

3-1. 制度の主な流れについて（スライド13）

3-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド16）

3-3. 年度排出量の算定方法について（スライド23）

3-4. 基準排出量について（スライド36）

3-5. 削減義務率について（スライド42）

3-6. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド47）

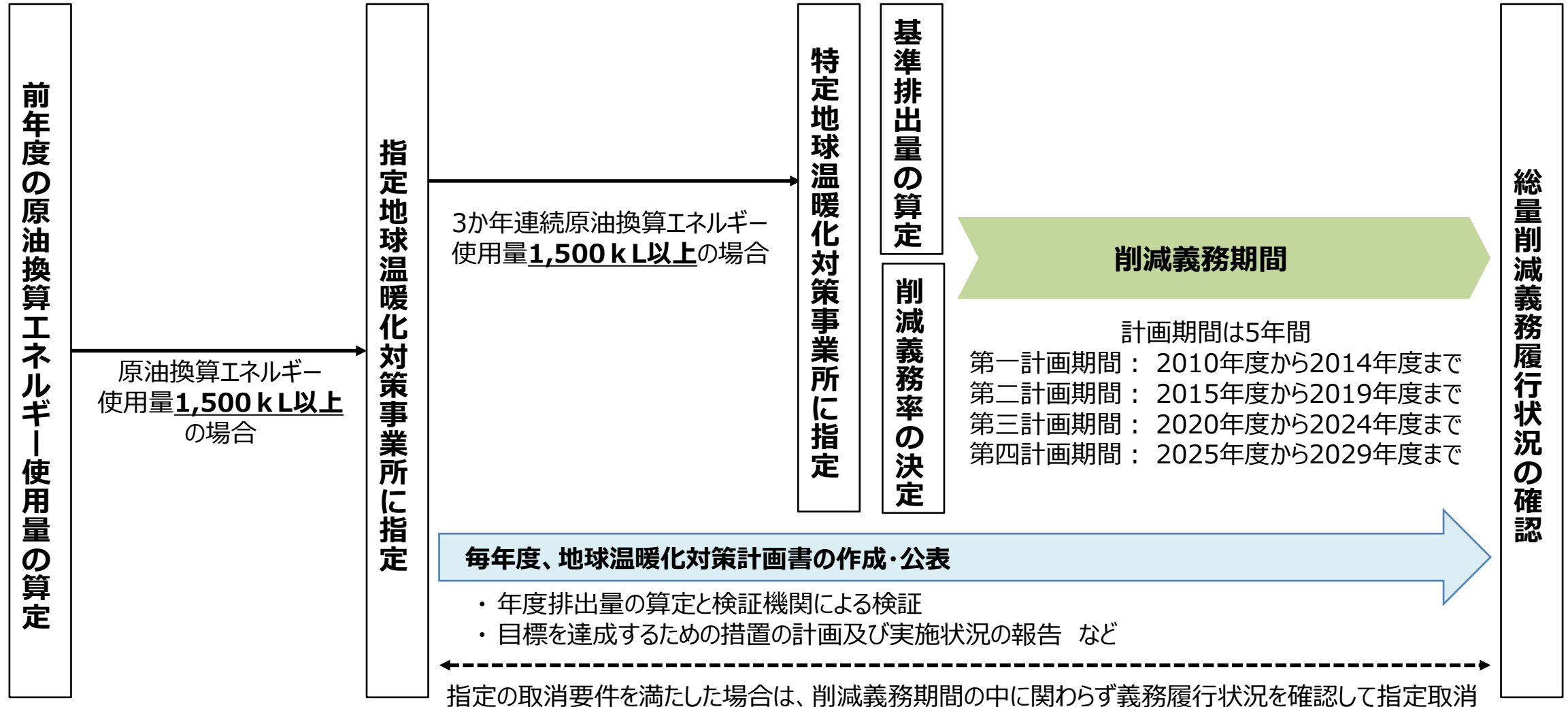
3-7. 義務履行手段等について（スライド51）

3-8. 特定テナント等事業者の評価制度について（スライド56）

3-9. その他の変更事項について（スライド58）

3-1. 制度の主な流れ

● 第四計画期間における制度の主な流れ（第三計画期間と同様）



● 第四計画期間における排出量削減の手法

1. 自らで削減

【省エネ対策】

- 高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など（「燃料・熱・電気の使用量」を削減する対策）

【再エネ等の利用】

- オンサイト・オフサイト再エネの利用、低炭素な電気・熱の利用（実排出係数への移行）、再エネ由来の証書利用など
再エネ電気・熱の調達手法の多様化を踏まえ、事業所の排出量算定に利用できる再エネを拡大。

2. 排出量取引（自らの削減対策に加え、総量削減義務制度を補完する仕組み）

● 超過削減量

削減義務量を超えて削減した量のうち、省エネ対策・再エネ利用(オンサイト・オフサイト)の実績に応じて創出される量

● 都内中小クレジット（都内削減量）

都内中小規模事業所のエネルギー使用量削減による排出削減量

● 再エネクレジット（環境価値換算量・その他削減量）

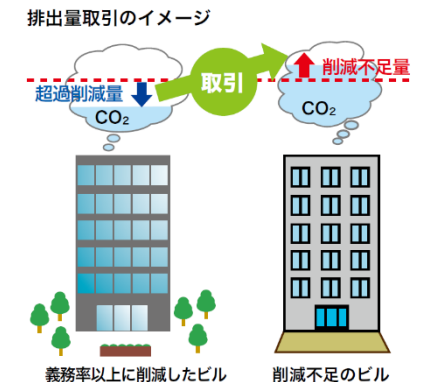
再生可能エネルギーの環境価値（グリーン電力証書等）

● 都外クレジット（都外削減量）

都外大規模事業所の省エネ対策・再エネ対策による削減量

● 埼玉連携クレジット（その他削減量）

埼玉県目標設定型排出量取引制度により創出された埼玉県のクレジット
埼玉県の第4削減計画期間の検討内容を踏まえて、今後連携方法を検討



※ 市場取引ではなく、事業者同士の相対取引により実施

3. 第三計画期間からのバンキング

第三計画期間の超過削減量やクレジットを、第四計画期間の削減義務に利用することができる。

3. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 3 - 1. 制度の主な流れについて (スライド13)
- 3 - 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について (スライド16)**
- 3 - 3. 年度排出量の算定方法について (スライド23)
- 3 - 4. 基準排出量について (スライド36)
- 3 - 5. 削減義務率について (スライド42)
- 3 - 6. トップレベル事業所認定の仕組みについて (スライド47)
- 3 - 7. 義務履行手段等について (スライド51)
- 3 - 8. 特定テナント等事業者の評価制度について (スライド56)
- 3 - 9. その他の変更事項について (スライド58)

3-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 第四計画期間における制度対象事業所の要件（第三計画期間と同様）

- 制度対象事業所の要件については、第三計画期間の3つの分類を継続

| 分類 | 要件 |
|------------------------|--|
| 指定 地球温暖化対策事業所 | 前年度の燃料、熱、電気の使用量が 原油換算で年間合計1,500kL以上 となった事業所 |
| 特定 地球温暖化対策事業所 | 3か年度連続して、燃料、熱、電気の使用量が 原油換算で年間合計1,500kL以上 となった事業所（ 削減義務あり ） |
| 指定相当 地球温暖化対策事業所 | 前年度の燃料、熱、電気の使用量が 原油換算で年間合計1,500kL以上 となった事業所で中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量が2分の1以上の事業所（ 削減義務なし ） |

● 第四計画期間における指定取消の要件（第三計画期間と同様）

- 指定取消の要件については、第三計画期間の5つの要件を継続

| | 要件 |
|---|--------------------------------------|
| ① | 事業活動の廃止またはその全部の休止 |
| ② | 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kL未満 |
| ③ | 原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未満 |
| ④ | 前年度の中小企業等のエネルギー使用量が1/2以上 |
| ⑤ | 事業所区域の変更（事業所統合及び事業所分割） |

※ その他要件事項

- 要件②、③、④に該当した場合は、削減義務期間の終了年度を選択可能（選択した期間に対応した義務履行が必要）
- 要件④に該当した場合は、新たに指定相当地球温暖化対策事業所に指定
- 要件⑤に該当した場合は、新たな事業所区域で指定（特定）地球温暖化対策事業所*に指定
*事業所区域変更前の指定状況が継続される。
*事業所区域変更後の事業所区域において、当該申請を行った前年度のエネルギー使用量が1,000kL未満又は申請の前年度末日における床面積が5,000m²未満の事業所を除く。

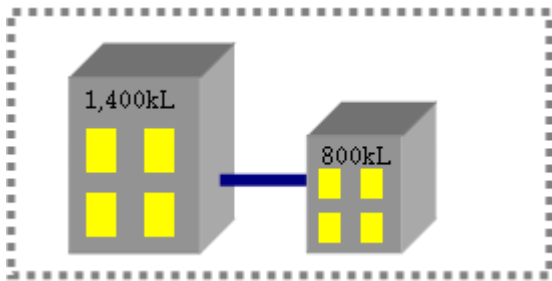
3-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 事業所範囲の考え方（第三計画期間と同様）

➤ 基本的には、建物、施設単位（住居は除く。）とし、下記の事業所は、複数の建物等をまとめて一つの事業所とみなす。

- ① エネルギー供給事業者からの受電点やガス供給点が同一（エネルギー管理の連動性がある）の場合
- ② 共通の所有者が存在する建物等が隣接している場合
- ③ 共通の所有者が存在する建物等が近接している場合

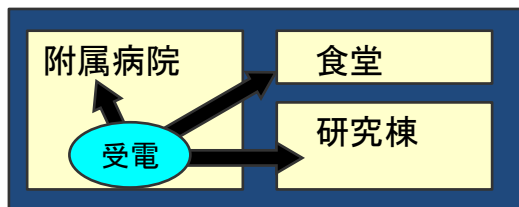
【①エネルギー管理の連動性がある場合】



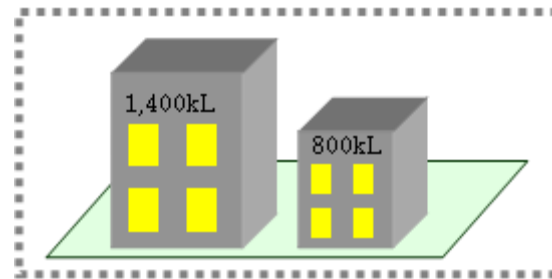
※ エネルギー管理の連動性

- ・ 受電点など、エネルギー供給事業者からのエネルギー供給を受ける地点が同一である。
- ・ 熱供給施設で導管を連結している。

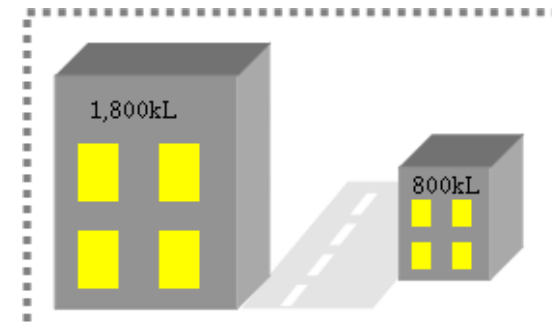
【例】 同一の受電点からの電気供給



【②事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『隣接』する場合】

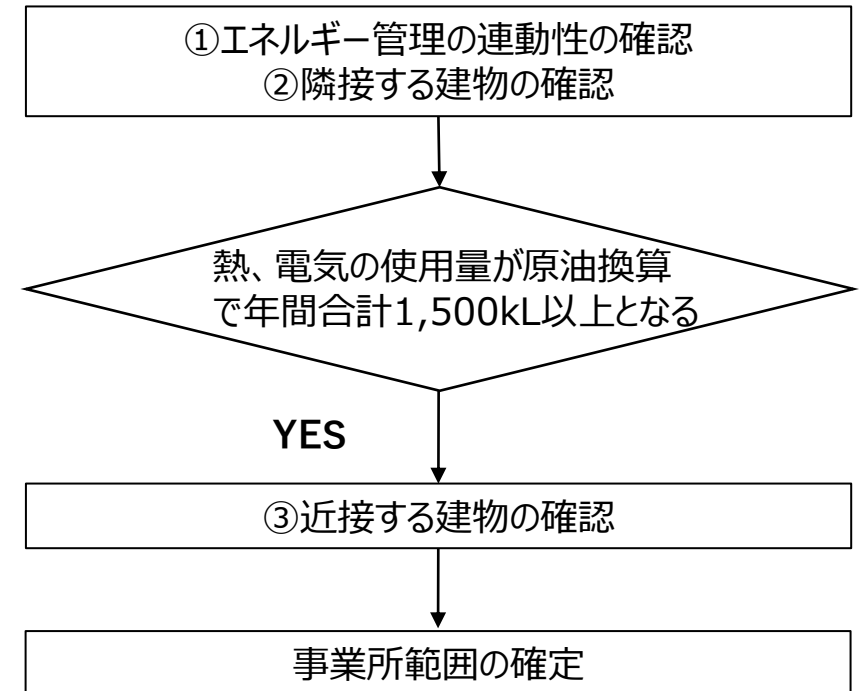


【③事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『近接』する場合】



※建物等又はそれに付随する周囲の土地が、間に他の建物等、道路、水路を挟まずに接している場合を『隣接』、挟んでいれば『近接』とする。

【事業所範囲確認の流れ】

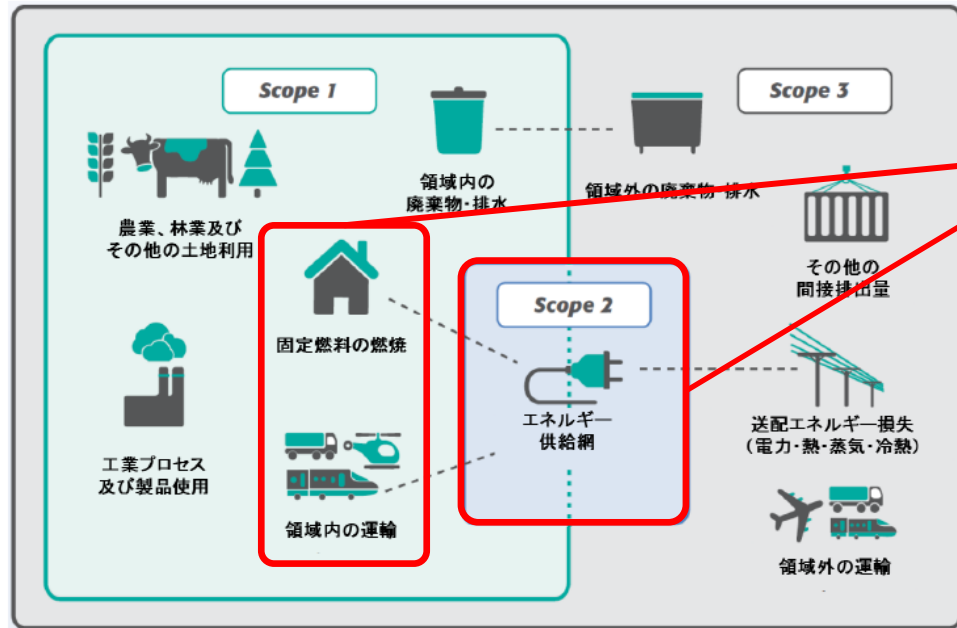


3-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 原油換算エネルギー使用量の算定対象とするエネルギー

- 改正省エネ法では、バイオマスや廃棄物燃料などの非化石燃料、自然熱及び再生可能エネルギーの使用量を算定対象に追加
- 削減義務制度である本制度では、**総量削減義務の対象を東京都内での排出割合の高い化石燃料由来のCO₂とする。**
- **原油換算エネルギー使用量の算定対象についても、第三計画期間と同様に「化石燃料、電気及び熱」とする。**

【原油換算エネルギー使用量の算定対象範囲】



- ・ 事業所内で使用された化石燃料
(事業所内の運輸で使用された燃料等も含まれる) (Scope 1 内の赤枠)
 - ・ 事業所外から供給される電気・熱 (冷水、温水、蒸気) (Scope 2)
- ※再エネ由来の電気・熱であっても、事業所外から供給される電気・熱は算定対象

【制度対象とするガス】

| | | | | |
|----------|---|--|------------------|----------|
| 特定温室効果ガス | 燃料等の使用に伴って排出されるCO ₂ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業者から供給された電気の使用 ・ 都市ガスの使用 ・ 重油の使用 ・ 熱供給事業者から供給された熱の使用 ・ その他エネルギーの使用等 | 報告対象となる温室効果ガス排出量 | 総量削減義務あり |
| その他ガス | 特定温室効果ガス以外のCO ₂ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の焼却 ・ 製品の製造・加工に伴い発生するCO₂ ・ 廃棄物燃料の使用等 | | |
| | CO ₂ 以外のガス (CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンやN₂O等 | | |
| | 水の使用、下水への排水 | | | |
| | 非化石燃料 (水素、アンモニア) の使用 | | | |

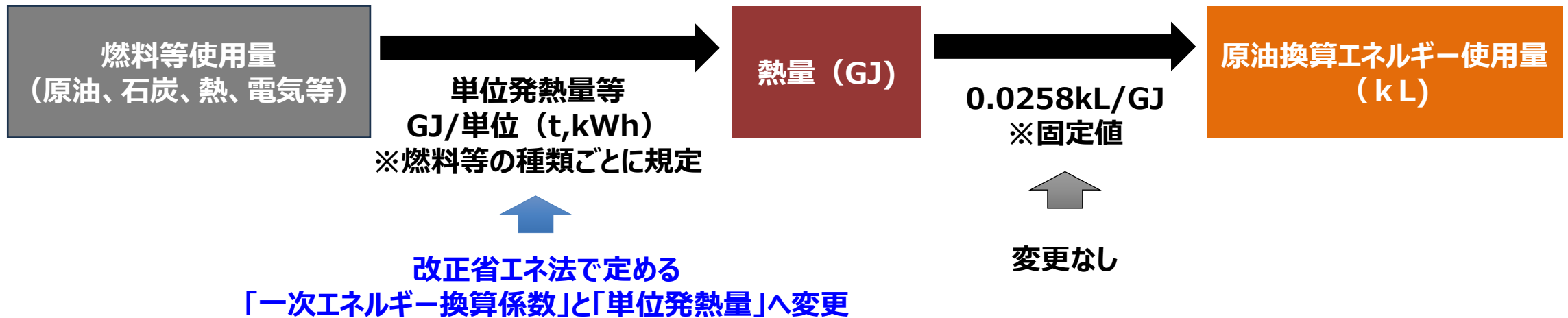
※原油換算エネルギー使用量の算定対象とするエネルギーは、総量削減義務の対象と同じ

※「使用量」及び「排出量」を報告する対象は、改正省エネ法と整合させ、非化石燃料等を新たに報告対象とする。

3-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 原油換算エネルギー使用量の算定方法 (第三計画期間から変更あり)

- 原油換算エネルギー使用量の算定方法は、第三計画期間と同様
- 原油換算エネルギー使用量の算定に使用する「一次エネルギー換算係数」と「単位発熱量」は改正省エネ法の値に第四計画期間から変更



【計算例】 A重油を年間1,000 KL使用した場合

$$A重油の原油換算エネルギー使用量 = 1,000 \text{ KL} \times 38.9 \text{ GJ/KL} \times 0.0258 \text{ KL/GJ} = 1,003.6 \text{ KL}$$

※ 燃料種等ごとに、原油換算エネルギー使用量を算定し、その合計値が1,500KL以上の場合は、制度対象事業所となる。
燃料種別の単位発熱量はスライド21参照

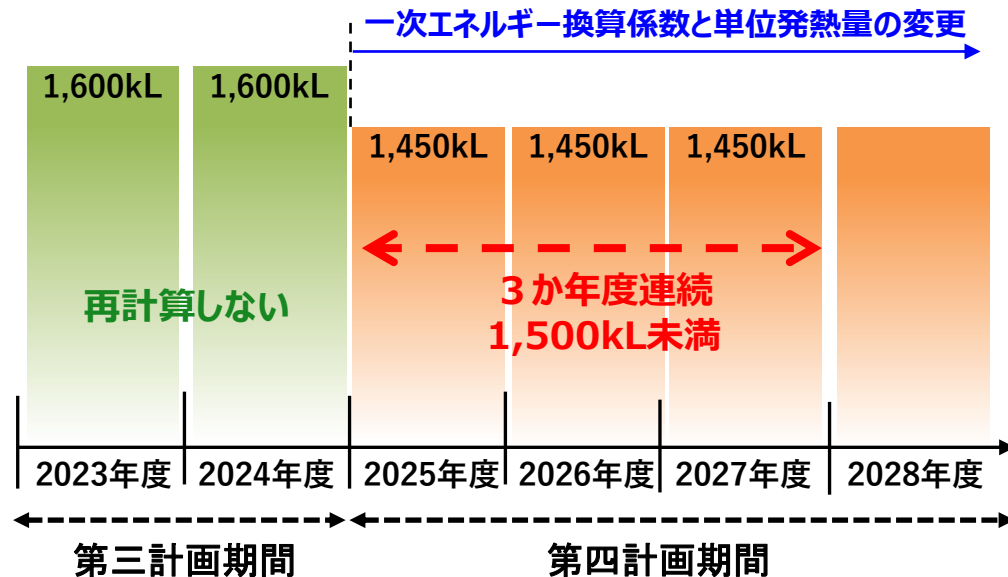
3-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 指定（特定）・指定取消における原油換算エネルギー使用量の算定方法（第三計画期間と同様）

- 指定（特定）・指定取消要件の確認に使用される原油換算エネルギー使用量の算定方法はスライド19と同様
- 計画期間をまたいで右図の要件を確認する場合、原油換算エネルギー使用量は各計画期間の方法で算定

| | 要件 |
|-----------------|---|
| 特定地球温暖化対策事業所の要件 | 前年度まで3か年度連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所 |
| 指定取消の要件 | 原油換算エネルギー使用量が前年度まで3か年度連続して1,500kL未満 |

【指定（特定）・指定取消要件確認に使用する原油換算エネルギー使用量の考え方】



- ・ 第四計画期間から、改正省エネ法に合わせて、「一次エネルギー換算係数」と「単位発熱量」の変更
（算定対象年度が該当する各計画期間で使用する「一次エネルギー換算係数」と「単位発熱量」で算定）
- ・ 原油換算エネルギー使用量が前年度まで3か年度連続して1,500kL以上又は未満であるかどうかの確認も、上記で算定された原油換算エネルギー使用量で判断

※ 第三計画期間の原油換算エネルギー使用量を、第四計画期間の一次エネルギー換算係数と単位発熱量で再算定した場合に1,500kL以上又は未満となる場合であっても、特定地球温暖化対策事業所又は指定取消の要件を満たさない。

3-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について

● 原油換算エネルギー使用量の算定に使用する「一次エネルギー換算係数」と「単位発熱量」

| 燃料の種類 | 第三計画期間 | | 第四計画期間 | | |
|--------------------|--------------|----------------|----------------|---------------|---------------|
| | 単位 | 単位発熱量 | 単位 | 単位発熱量 | |
| 原油 | kL | 38.2 [GJ/kL] | kL | 38.3 [GJ/kL] | |
| 原油のうちコンデンセート (NGL) | kL | 35.3 [GJ/kL] | kL | 34.8 [GJ/kL] | |
| 揮発油 (ガソリン) | kL | 34.6 [GJ/kL] | kL | 33.4 [GJ/kL] | |
| ナフサ | kL | 33.6 [GJ/kL] | kL | 33.3 [GJ/kL] | |
| 灯油 | kL | 36.7 [GJ/kL] | kL | 36.5 [GJ/kL] | |
| 軽油 | kL | 37.7 [GJ/kL] | kL | 38.0 [GJ/kL] | |
| A重油 | kL | 39.1 [GJ/kL] | kL | 38.9 [GJ/kL] | |
| B・C重油 | kL | 41.9 [GJ/kL] | kL | 41.8 [GJ/kL] | |
| 潤滑油 | kL | / | kL | 40.2 [GJ/kL] | |
| 石油アスファルト | t | 40.9 [GJ/t] | t | 40.0 [GJ/t] | |
| 石油コークス、FCCコークス | t | 29.9 [GJ/t] | t | 34.1 [GJ/t] | |
| 石油ガス | 液化石油ガス (LPG) | t | 50.8 [GJ/t] | t | 50.1 [GJ/t] |
| | 石油系炭化水素ガス | 千Nm3 | 44.9 [GJ/千Nm3] | 千m3 | 46.1 [GJ/千m3] |
| 可燃性天然ガス | 液化天然ガス (LNG) | t | 54.6 [GJ/t] | t | 54.7 [GJ/t] |
| | その他可燃性天然ガス | 千Nm3 | 43.5 [GJ/千Nm3] | 千m3 | 38.4 [GJ/千m3] |
| 石炭 | 原料炭 | t | 29 [GJ/t] | t | / |
| | 輸入原料炭 | t | / | t | 28.7 [GJ/t] |
| | コークス用原料炭 | t | / | t | 28.9 [GJ/t] |
| | 吹込用原料炭 | t | / | t | 28.3 [GJ/t] |
| | 一般炭 | t | 25.7 [GJ/t] | t | / |
| | 輸入一般炭 | t | / | t | 26.1 [GJ/t] |
| | 国産一般炭 | t | / | t | 24.2 [GJ/t] |
| 輸入無煙炭 | t | 26.9 [GJ/t] | t | 27.8 [GJ/t] | |
| 石炭コークス | t | 29.4 [GJ/t] | t | 29 [GJ/t] | |
| コールタール | t | 37.3 [GJ/t] | t | 37.3 [GJ/t] | |
| コークス炉ガス | 千Nm3 | 21.1 [GJ/千Nm3] | 千m3 | 18.4 [GJ/千m3] | |
| 高炉ガス | 千Nm3 | 3.41 [GJ/千Nm3] | 千m3 | 3.23 [GJ/千m3] | |
| 発電用高炉ガス | 千Nm3 | / | 千m3 | 3.45 [GJ/千m3] | |
| 転炉ガス | 千Nm3 | 8.41 [GJ/千Nm3] | 千m3 | 7.53 [GJ/千m3] | |
| ジェット燃料油 | kL | 36.7 [GJ/kL] | kL | 36.3 [GJ/kL] | |

| 種類 | 区分 | 一次エネルギー換算係数 | | | | |
|----|-------------------------|---------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | | 第三計画期間 | | 第四計画期間 | | |
| 電気 | 一般送配電事業者の電線路を介して供給された買電 | 昼間 (8時~22時) | 9.97 | [GJ/千kWh] | 8.64 | [GJ/千kWh] |
| | | 夜間 (22時~翌日8時) | 9.28 | [GJ/千kWh] | | |
| | | 昼夜不明 | 9.76 | [GJ/千kWh] | | |
| | 上記以外からの買電 | 9.76 | [GJ/千kWh] | | | |
| 熱 | 産業用蒸気 | 1.02 | [GJ/GJ] | 1.17 | [GJ/GJ] | |
| | 産業用以外の蒸気 | 1.36 | [GJ/GJ] | 1.19 | [GJ/GJ] | |
| | 温水 | 1.36 | [GJ/GJ] | 1.19 | [GJ/GJ] | |
| | 冷水 | 1.36 | [GJ/GJ] | 1.19 | [GJ/GJ] | |

- 改正省エネ法に合わせて新たな燃料種を追加 (赤枠箇所)
- 単位発熱量及び一次エネルギー換算係数の数値を改正省エネ法に合わせて変更 (青枠箇所)
- 電気は、これまでの昼夜別での把握は廃止し、一律で「8.64GJ/千kWh」を使用

※都市ガスは、対象年度における都市ガス事業者の単位発熱量の数値を使用する。

3. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 3 - 1. 制度の主な流れについて（スライド13）
- 3 - 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド16）
- 3 - 3. 年度排出量の算定方法について（スライド23）**
- 3 - 4. 基準排出量について（スライド36）
- 3 - 5. 削減義務率について（スライド42）
- 3 - 6. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド47）
- 3 - 7. 義務履行手段等について（スライド51）
- 3 - 8. 特定テナント等事業者の評価制度について（スライド56）
- 3 - 9. その他の変更事項について（スライド58）

3-3. 年度排出量の算定方法について

● 事業所を取り巻く現況の変化

- 第三計画期間までは、排出係数の悪化等による排出量変動の影響によらず、制度対象事業者による安定した省エネ努力が義務履行に確実に反映される制度とするため、毎年度の排出量算定に使用する排出係数を固定
- 省エネ対策に加え、オフサイトにおける再エネ導入や、排出係数の低い電力メニューの利用、非化石証書の利用等、排出量の削減方法が多様化
- 都内への再エネ導入を一層拡大する観点から、電力需要側である制度対象事業者から、電力供給側も含め、再エネ利用を促進していく制度として機能していくことが求められる。



● 年度排出量算定の考え方 (第四計画期間)

- 年度排出量の算定に「**実排出係数**」(事業所で実際に契約する電気・熱・都市ガスの排出係数)を使用して、排出係数の低い電力の購入をはじめ、事業者の実態に即した多様な義務履行手段により削減を進められる制度とする。
- 第四計画期間では、低炭素の電力・熱の選択による削減効果がすべての事業所に反映されるため、**低炭素電力・熱の仕組みと高効率コージェネレーションの電気・熱の受入の仕組み**については、「**実排出係数**」での算定に移行
- 実態に即した正確な排出量を算定する観点から、**自らの事業所内に設置した再エネ発電設備で発電した電気を当該事業所内で使用(自家消費)した場合、排出量の算定において、その削減効果を1.5倍換算することを廃止**


3-3. 年度排出量の算定方法について

● 年度排出量の算定方法（第三計画期間から変更あり）

 電気（他人から供給された電気）


- 供給された電気の使用量と
実排出係数の把握

| 供給元 |
|-----------------------|
| 小売電気事業者 |
| オフサイトPPA |
| 自己託送 |
| 特定供給・特定送配電事業者 |
| CGSからの電気を外部へ供給している事業者 |

 熱（蒸気・温水・冷水）

- 供給された熱の使用量と
実排出係数の把握

| 供給元 |
|----------------------|
| 熱供給事業者 |
| 地点供給事業者 |
| CGSからの熱を外部へ供給している事業者 |

 都市ガス

- 供給された都市ガスの使用量と
実排出係数の把握

制度対象事業所

- ◆ 個体・液体燃料、LPG等
- 事業所内で使用した燃料の使用量の把握

◆ 再生エネルギー由来の証書

- 事業所の年度排出量に充当した再生エネルギー由来証書の環境価値量の把握
- ◆ オンサイト再生エネルギー（PPA含む）
- 事業所内で使用した再生エネルギー（電気・熱）の把握（義務）
- 環境価値を移転した再生エネルギー

- * 再生エネルギー自家消費に対するインセンティブ（排出量の算定において、その削減効果を「1.5倍」して排出量から減ずる）は廃止
- * 対象とする再生エネルギーのうち、バイオマスは持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を対象

事業所外へ供給する電気※

- 外部供給した電気の供給量と外部供給係数の把握

算定から除外する燃料等

- 算定から除外した燃料等の供給量と実排出係数の把握

| 供給先 |
|------|
| 住宅用途 |
| 移動体 |
| 工事 |

事業所外へ供給する熱※

- 外部供給した熱の供給量と外部供給係数の把握

※ 電気・熱供給事業者は、本来業務として供給している電気・熱の供給は算定対象外とすることはできない。

3-3. 年度排出量の算定方法について

● 再エネ利用状況の把握（第四計画期間）

- 燃料等使用量と合わせて、**事業所で削減に用いた再エネ電気・熱の量を把握することを義務化**

| 該当箇所 | 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------------|--|--|
| 条例 第5条の25 ※ 温室効果ガス 排出量等の把握 | 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における次に掲げる量を把握しなければならない。 一 特定温室効果ガス年度排出量 二 その他ガス年度排出量（一年度のその他ガス排出量をいう。以下この節において同じ。） 三 特定温室効果ガス年度排出量の削減に用いた再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量 （規則で定める方法により算定する量をいう。以下この節において同じ。） 四 一年度の非化石燃料（化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外であって、知事が別に指定する燃料をいう。以下この節において同じ。）の使用量 | 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量（一年度のその他ガス排出量をいう。以下同じ。）を把握しなければならない。 |

➤ 再エネ利用量の把握方法

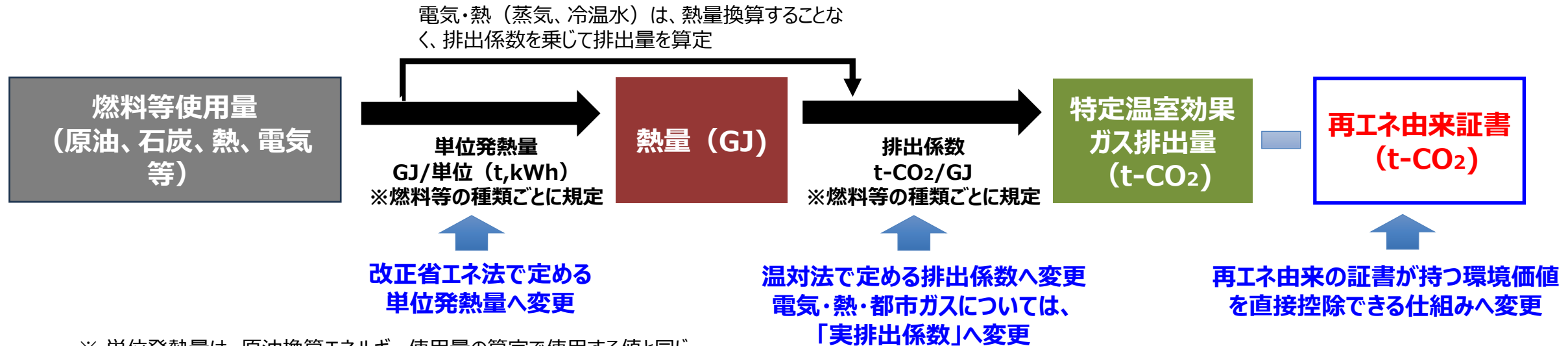
- ・ オンサイト再エネ利用量※は、**特定計量器での把握が原則（特定計量器以外で把握した場合は、保守的算定を予定）**
- ・ オフサイト再エネ利用量は**購買伝票等での把握が原則**
- ・ 小売電気事業者等から購入する再エネ電気・熱に含まれる再エネ利用量は、**電気・熱の使用量に再エネ比率を乗じて算定**
- ・ 再エネ由来の証書は、**証書に記載の電気・熱の量に、電気・熱の排出係数を乗じて算定**

※ オンサイト再エネ利用量は年度単位で把握する必要がある。積算メーターで利用量を把握している場合は、年度開始時と終了時のメータ値を把握する必要がある。

3-3. 年度排出量の算定方法について

● 年度排出量の算定方法（第三計画期間から変更あり）

- 年度排出量の算定で使用する単位発熱量は、**改正省エネ法で定める単位発熱量へ変更**
- 燃料の排出係数は、**温対法で定める排出係数へ変更**。電気・熱・都市ガスの排出係数は、「**実排出係数**」を使用
- 年度ごとの特定温室効果ガス排出量から、**再エネ由来の証書（グリーンエネルギー証書及び非化石証書）の環境価値を控除可能**



※ 単位発熱量は、原油換算エネルギー使用量の算定で使用する値と同じ
 ※ 低炭素電力・熱や高効率コージェネレーションの電気・熱の受入による削減量控除なし

【計算例】 A重油を年間1,000 KL使用した場合

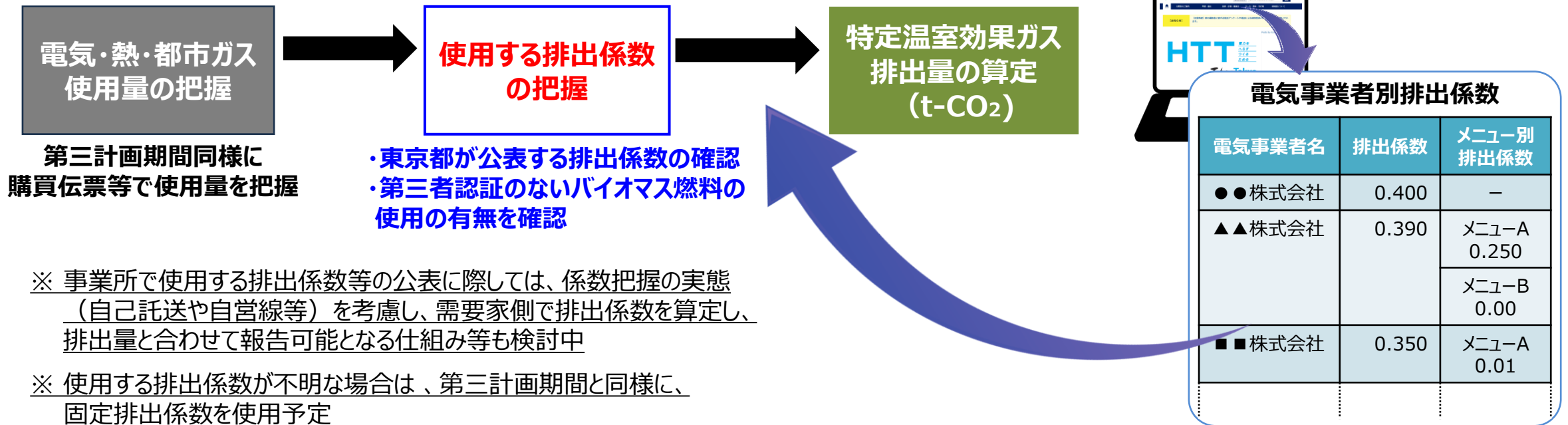
$$A重油の排出量 = 1,000 \text{ KL} \times 38.9 \text{ GJ/KL} \times 0.0193 \text{ t-C/GJ} \times 44/12 = 2,752.8 \text{ t-CO}_2$$

※ 燃料種等ごとに、排出量を算定し、その合計値が事業所全体の年度排出量となる。
 燃料種別の排出係数はスライド27以降参照

3-3. 年度排出量の算定方法について

● 年度排出量算定で使用する排出係数（電気・熱・都市ガスの実排出係数）（第三計画期間から変更あり）

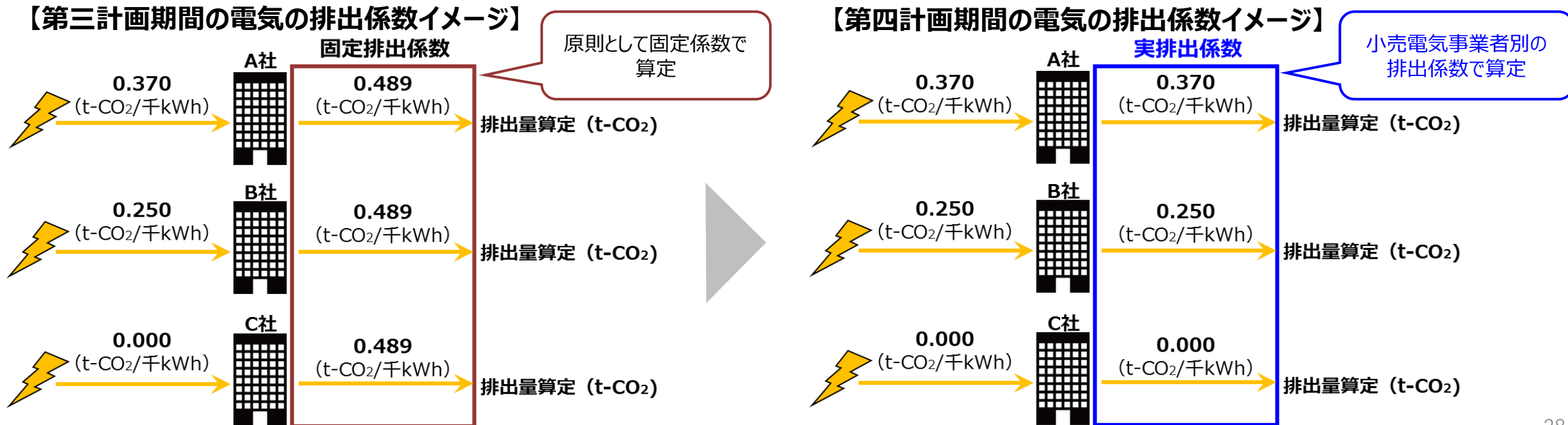
- 小売等の事業者から供給される電気・熱の排出量算定には、基本的に**東京都が公表※する排出係数を使用（都市ガスは国の公表値を使用予定）**
- 基本的に、排出係数は算定年度の前年度実績を使用するが、**電気のメニュー別の排出係数については算定年度の排出係数を使用**（排出係数等の公表は、トップレベル事業所認定制度(2025年度申請)の関係から**2024年度より開始予定**）
- 再エネ由来の電気・熱は、原則として排出係数「ゼロ」とするが、**持続可能性が担保されていないバイオマス燃料で発電等した電気・熱や環境価値を移転した電気・熱は、「都内平均排出係数」を使用して排出量に加算**



3-3. 年度排出量の算定方法について

《実排出係数とは（例：電気）》（第三計画期間から変更あり）

- 電気の排出係数（t-CO₂/千kWh）は、電気の製造過程で発生する二酸化炭素（t-CO₂）を、生産された電気の単位（千kWh）で表した数値であり、電気の使用量に排出係数を乗じることで、電気使用由来の排出量を算定することができる。
- 電気の排出係数は、各事業者が異なるエネルギーミックス（石炭、天然ガス、原子力、再生可能エネルギーなどの割合）を使用しているため小売電気事業者別に排出係数が異なる。（例えば、再生可能エネルギーが多い事業者は低い排出係数を持つ。）
- 第三計画期間では、固定係数（0.489 t-CO₂/千kWh）を使用しているが、**第四計画期間から、電気供給事業者別の排出係数（実排出係数）を使用して排出量を算定する。**



3-3. 年度排出量の算定方法について

《固定排出係数から実排出係数へ変更した場合の排出量（試算例）》

- ✓ 基準排出量：8,600t-CO₂、年間電気使用量：10,000千kWh、都市ガス：600千m³使用する事業所を想定
- ✓ 燃料使用量は固定とし、排出係数のみを変更した場合の算定結果

【2024年度実績（モデルケース）】

| 基準排出量(t-CO ₂) | | |
|------------------------------|---|---|
| 8,600 | | |
| 買電量 (千kWh) | 排出係数 (t-CO ₂ /千kWh) | CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) |
| 10,000 | 0.489 | 4,890 |
| 買都市ガス量 (千m ³) | 排出係数 (t-CO ₂ /千m ³) | CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) |
| 600 | 2.169 | 1,301 |
| 削減率 | | |
| 26% | | |



算定例Aの場合の全体削減率：33%
算定例Bの場合の全体削減率：84%
算定例Cの場合の全体削減率：50%

【算定例A】

2021年度の都内全電源加重平均係数の電力を使用した場合

| 買電量 (千kWh) | 排出係数 (t-CO ₂ /千kWh) | CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) | 電気削減率 (%) |
|---------------|-----------------------------------|---|--------------|
| 10,000 | 0.445 | 4,450 | 9% |

【算定例B】

再エネ100%の電力を使用した場合

| 買電量 (千kWh) | 排出係数 (t-CO ₂ /千kWh) | CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) | 電気削減率 (%) |
|---------------|-----------------------------------|---|--------------|
| 10,000 | 0.000 | 0 | 100 |

【算定例C】

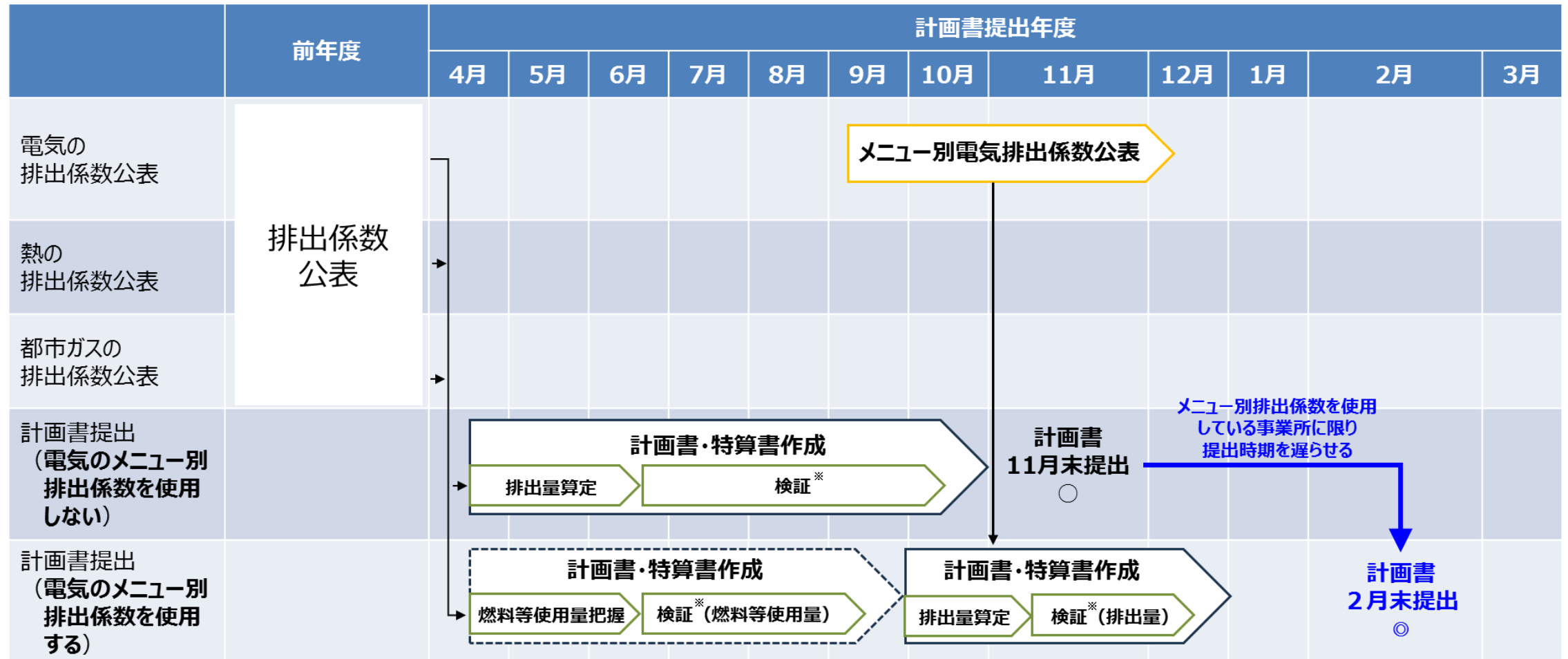
電気の排出係数0.337 + 排出係数1.467の都市ガスを使用した場合

| 買電量 (千kWh) | 排出係数 (t-CO ₂ /千kWh) | CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) | 電気削減率 (%) |
|------------------------------|---|---|----------------|
| 10,000 | 0.337 | 3,370 | 31% |
| 買都市ガス量 (千m ³) | 排出係数 (t-CO ₂ /千m ³) | CO ₂ 排出量 (t-CO ₂) | 都市ガス削減率 (%) |
| 600 | 1.467 | 880 | 34% |

3-3. 年度排出量の算定方法について

● 電気のメニュー別排出係数を使用した場合の計画書提出時期

- 電気のメニュー別排出係数を使用する指定地球温暖化対策事業所に限り、**地球温暖化対策計画書の提出期限を2月末日とする**ことを検討（※ 特定テナント等地球温暖化対策計画書も同様の取扱い）



※ 記載内容の変更等に伴い、第三者検証に要する期間等は増加する可能性あり

3-3. 年度排出量の算定方法について

● 年度排出量算定で使用する排出係数（電気・熱・都市ガス以外の排出係数）

- 電気・熱・都市ガス以外の化石燃料由来の排出量算定に使用する排出係数は、温対法で使用されている数値を使用（青枠箇所）
- 温対法に合わせた新たな燃料種を追加（赤枠箇所）

| 燃料の種類 | 第三計画期間 | | | 第四計画期間 | | | |
|-------------------|-------------|--------|----------|----------|--------|----------|----------|
| | 単位 | 排出係数 | | 単位 | 排出係数 | | |
| 原油 | kL | 0.0187 | [t-C/GJ] | kL | 0.0190 | [t-C/GJ] | |
| 原油のうちコンデンセート（NGL） | kL | 0.0184 | [t-C/GJ] | kL | 0.0183 | [t-C/GJ] | |
| 揮発油（ガソリン） | kL | 0.0183 | [t-C/GJ] | kL | 0.0187 | [t-C/GJ] | |
| ナフサ | kL | 0.0182 | [t-C/GJ] | kL | 0.0186 | [t-C/GJ] | |
| 灯油 | kL | 0.0185 | [t-C/GJ] | kL | 0.0187 | [t-C/GJ] | |
| 軽油 | kL | 0.0187 | [t-C/GJ] | kL | 0.0188 | [t-C/GJ] | |
| A重油 | kL | 0.0189 | [t-C/GJ] | kL | 0.0193 | [t-C/GJ] | |
| B・C重油 | kL | 0.0195 | [t-C/GJ] | kL | 0.0202 | [t-C/GJ] | |
| 潤滑油 | kL | | [t-C/GJ] | kL | 0.0199 | [t-C/GJ] | |
| 石油アスファルト | t | 0.0208 | [t-C/GJ] | t | 0.0204 | [t-C/GJ] | |
| 石油コークス、FCCコークス | t | 0.0254 | [t-C/GJ] | t | 0.0245 | [t-C/GJ] | |
| 石油ガス | 液化石油ガス（LPG） | t | 0.0161 | [t-C/GJ] | t | 0.0163 | [t-C/GJ] |
| | 石油系炭化水素ガス | 千Nm3 | 0.0142 | [t-C/GJ] | 千m3 | 0.0144 | [t-C/GJ] |
| 可燃性天然ガス | 液化天然ガス（LNG） | t | 0.0135 | [t-C/GJ] | t | 0.0139 | [t-C/GJ] |
| | その他可燃性天然ガス | 千Nm3 | 0.0139 | [t-C/GJ] | 千m3 | 0.0139 | [t-C/GJ] |
| 石炭 | 原料炭 | t | 0.0245 | [t-C/GJ] | t | | [t-C/GJ] |
| | 輸入原料炭 | t | | [t-C/GJ] | t | 0.0246 | [t-C/GJ] |
| | コークス用原料炭 | t | | [t-C/GJ] | t | 0.0245 | [t-C/GJ] |
| | 吹込用原料炭 | t | | [t-C/GJ] | t | 0.0251 | [t-C/GJ] |
| | 一般炭 | t | 0.0247 | [t-C/GJ] | t | | [t-C/GJ] |
| | 輸入一般炭 | t | | [t-C/GJ] | t | 0.0243 | [t-C/GJ] |
| | 国産一般炭 | t | | [t-C/GJ] | t | 0.0242 | [t-C/GJ] |
| 輸入無煙炭 | t | 0.0255 | [t-C/GJ] | t | 0.0259 | [t-C/GJ] | |
| 石炭コークス | t | 0.0294 | [t-C/GJ] | t | 0.0299 | [t-C/GJ] | |
| コールタール | t | 0.0209 | [t-C/GJ] | t | 0.0209 | [t-C/GJ] | |
| コークス炉ガス | 千Nm3 | 0.011 | [t-C/GJ] | 千m3 | 0.0109 | [t-C/GJ] | |
| 高炉ガス | 千Nm3 | 0.0263 | [t-C/GJ] | 千m3 | 0.0264 | [t-C/GJ] | |
| 発電用高炉ガス | 千Nm3 | | [t-C/GJ] | 千m3 | 0.0264 | [t-C/GJ] | |
| 転炉ガス | 千Nm3 | 0.0384 | [t-C/GJ] | 千m3 | 0.042 | [t-C/GJ] | |
| ジェット燃料油 | kL | 0.0183 | [t-C/GJ] | kL | 0.0186 | [t-C/GJ] | |

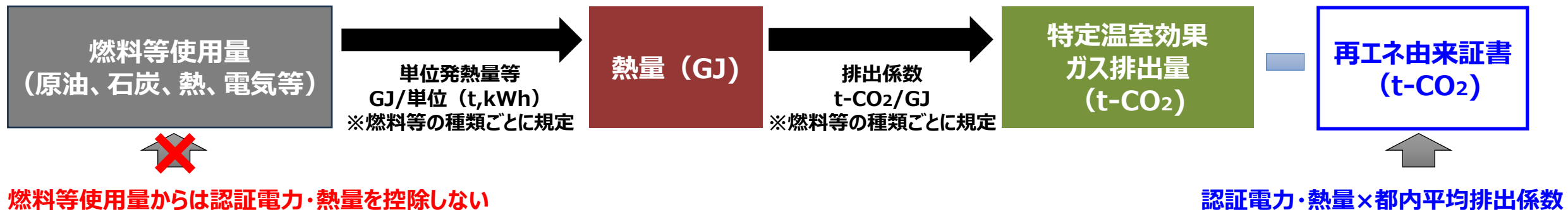
3-3. 年度排出量の算定方法について

● 再エネ由来証書の控除量の算定 (第三計画期間から変更あり)

- 排出量を上限に、証書のもつCO₂削減効果を年度排出量から直接控除できる。
- 使用できる再エネ由来の証書は、排出量取引で利用されているグリーンエネルギー証書に加え、利用可能な証書の調達手法やその供給量等を考慮し、**非化石証書 (FIT非化石証書及び非FIT非化石証書 (再エネ指定))**とする。
- 証書のもつCO₂削減効果は、**認証電力・熱量に「都内平均排出係数」を乗じて算定**する。

※ 年度排出量の充実に使用した再エネ由来証書は、環境価値の二重利用を防ぐため、再エネクレジットとして発行することはできない。
再エネ由来証書の利用にあたっては、年度排出量への充実又は再エネクレジットとしての利用のいずれかを選択する。

※ バイオマス由来の証書については、持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を対象



※ オフサイトPPA契約 (バーチャルPPA) で調達した証書に限り、再エネ電力を直接調達したものとみなし、燃料等使用量から直接控除

3-3. 年度排出量の算定方法について

● 再エネ由来証書の利用方法（第四計画期間）

- 証書利用に関する申請書（新様式）を計画書と合わせて提出し、証書又は残高証明書等を根拠資料として添付
- 証書内に、証書の利用先（事業所名称）が記載されていることが望ましい。
- 証書の電力・熱量は複数の事業所に按分して使用可能
- 特定テナント等事業者が当該事業所のテナント専有部に対して使用した証書についても、特定地球温暖化対策事業所の年度排出量からの控除に使用可能

証明書番号：0000000000001

トラッキング付非化石証書 権利確定済残高証明書
Non-fossil fuel certificate(NFC) with tracking

| | |
|--|------------------|
| 残高証明書の宛名 Destination | TEST01 |
| JEPX会員名 JEPX member name | TEST01 |
| 権利確定日 Issue date | 2022/05/31 |
| 権利確定済残高 Total amount | 13,422 kWh |
| 電力販売先の名義 customer | SAMPLE01 |
| 正式メニュー名 / 通称メニュー名 Electricity product name | 電力メニューA / メニューAA |



Pass Code:608995...
[http://localhost:8081/#/public-report/f4Pvs3j...
W58rFZK5_Kou5UvJuruNPyUkic=](http://localhost:8081/#/public-report/f4Pvs3j...)

| # | 認定設備ID Generator ID | 証書種別 NFC type | 発電設備区分 Fuel type | 設備の所在地 Location | 発電設備名 Generator name | 所有者名 Name of owner | 発電出力(kW) Installed capacity | 認定日 Certification date | 運転開始日 Operation start date | 証書有効期間 Effective period | 算出量(kWh) Volume |
|---|------------------------|-----------------------------|-------------------------|--------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--------------------|
| 1 | 01BBBBBBBB | FIT | 地熱 geothermal | 新潟県北蒲原郡聖籠町99-1 | 発電B電力地熱 | 発電電力B | 333,333.0 | 2030/01/03 | 2030/02/03 | 2021/07/25 ~ 2023/08/31 | 5,500 |
| 2 | 02BBBBBBBB | FIT | バイオマス biomass | 福島県河内郡柳井町 | 発電B電力バイオマス | 発電電力B | 444,444.0 | 2030/01/04 | 2030/02/04 | 2021/07/25 ~ 2023/08/31 | 4,500 |
| 3 | 03BBBBBBBB | 非FIT再エネ 指定なし non-FIT | 原子力 nuclear power | 秋田県秋田市 | 発電B電力原子力 | 発電電力B | 555,555.0 | 2030/01/05 | 2030/02/05 | 2021/07/25 ~ 2023/08/31 | 1,200 |
| 4 | 40AAAAAAA | 非FIT再エネ 指定 non-FIT-RE | 太陽光 solar power | 神奈川県川崎市川崎区麻生1-2-3 | 発電A電力太陽光 | 発電電力A | 111,111.0 | 2030/01/01 | 2030/02/01 | 2021/07/31 ~ 2023/08/31 | 2,222 |

利用先事業所名まで記載されていることが望ましい

排出量算定に使用できる証書有効期間であることの確認が必要

排出量算定に使用できる環境価値

事業所単独で使用する場合

- 再エネクレジット又は年度排出量の控除のどちらかに使用可能

複数の事業所で使用する場合

- 年度排出量の控除にのみ使用可能
- 使用する際は、発電量・熱量の按分量を明記した資料の提出が必要



【非化石証書の「権利確定済残高証明書」のイメージ】

【グリーン電力証書のイメージ】

3-3. 年度排出量の算定方法について

● その他ガス排出量（第三計画期間から変更あり） ※ その他ガス削減量の取扱いについてはスライド54参照

- 特定温室効果ガス以外のCO₂やそれ以外の温室効果ガス（CH₄、N₂O等）の排出量について、引き続き算定対象（削減義務なし）
- 水の使用、下水への排水による温室効果ガスの排出量についても引き続き算定対象（削減義務なし）
- その他ガスの算定方法（活動量×排出係数）は変更なし
- **上下水の排出量算定に使用する排出係数は変更**
- **その他の排出量算定に使用する排出係数は、温対法等に合わせて変更**

| 排出活動の種類 | 第三計画期間 | 第四計画期間 |
|--|--------|--------|
| 水の使用 [t-CO ₂ /千m ³] | 0.266 | ※ |
| 下水への排水 [t-CO ₂ /千m ³] | 0.400 | ※ |

※ 上水下水の処理量と、その処理に使用したエネルギー使用量から排出係数を算定
排出係数については、その他ガス排出量算定ガイドラインで公表予定

● 新たに使用量を把握する燃料種等（第三計画期間から変更あり）

- **非化石燃料（水素及びアンモニア等）の使用量について、第四計画期間から把握を求める。**
- **再エネの使用量について、調達方法に関わらず、事業所で使用した再エネの種類と量について、第四計画期間から把握を求める。**

※ 海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱については、使用量の報告を求めないが、使用した場合はその内容を記載できる欄を地球温暖化対策計画書に設ける予定

3. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 3 - 1. 制度の主な流れについて（スライド13）
- 3 - 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド16）
- 3 - 3. 年度排出量の算定方法について（スライド23）
- 3 - 4. 基準排出量について（スライド36）**
- 3 - 5. 削減義務率について（スライド42）
- 3 - 6. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド47）
- 3 - 7. 義務履行手段等について（スライド51）
- 3 - 8. 特定テナント等事業者の評価制度について（スライド56）
- 3 - 9. その他の変更事項について（スライド58）

3-4. 基準排出量について

● 基準排出量の算定方法（第三計画期間と同様）

- 「これまでの削減実績の反映方法に関するわかりやすさ」や「削減への取組継続に向けた制度としてのわかりやすさ」等の観点から、原則、現行の基準排出量を継続する。このため、**第三計画期間までに基準排出量を算定している事業所は、現行の基準排出量をそのまま第四計画期間に継続**
- **基準排出量の算定方法は、第三計画期間までの算定方法を継続**

| | 算定方法 |
|---|---|
| ① | 「過去の実績排出量」に基づく方法 |
| ② | 「排出標準原単位」に基づく方法（ 排出標準原単位は第三計画期間と同じ値を継続 ） |
| ③ | 「過去の基準排出量」に基づく方法（ 令和6年度（2024年度）から適用 ） |

● 基準排出量の変更要件（第三計画期間と同様）

- **変更要件についても、第三計画期間までの取扱いを継続**
（床面積の増減、用途変更、設備増減などに伴う排出量の増減量が基準排出量の6%以上の場合）

3-4. 基準排出量について

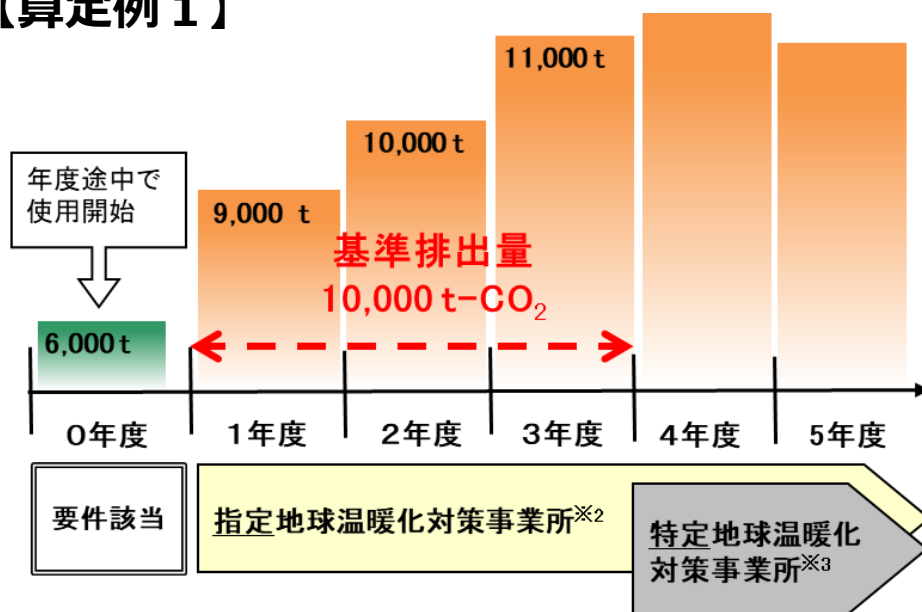
《「①過去の実績排出量」に基づく方法》

- 削減義務開始前の直近4か年度のうち、連続する3か年度の年度排出量の平均値を基準排出量として設定※
- 地球温暖化対策の推進の程度が都の定める基準（運用管理基準）に適合することが条件
- 燃料、熱又は電気の供給を主たる事業とする事業所は、事業所が供給する燃料や電気・熱（冷温水・蒸気等）に燃料等の排出係数を乗じて得た量を特定温室効果ガス年度排出量に代えることができる。

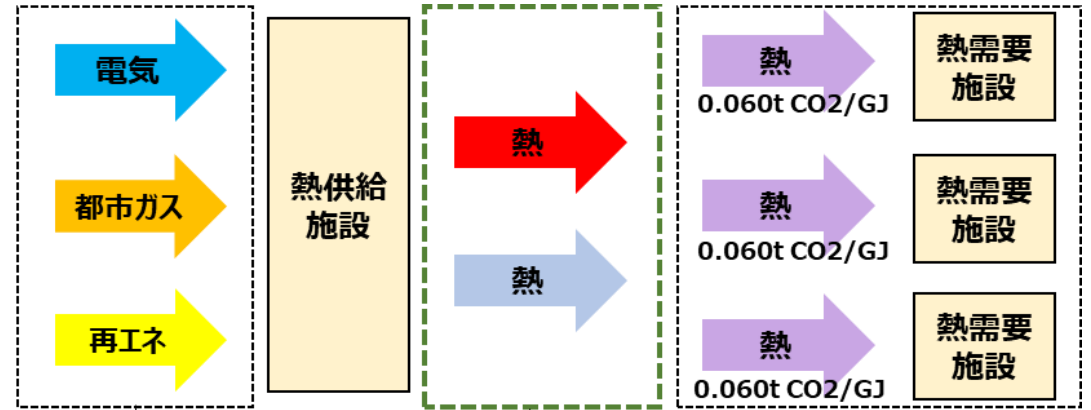
（令和6年度（2024年度）から適用）

※ 連続する3か年度のうち、知事が標準的でない年度と認める年度がある場合は、標準的でない2か年度までを除いて算定可能

【算定例1】



【算定例2】



【現状の基準排出量算定に使用する実績範囲】
熱製造に使用する電気・燃料等の使用に伴う排出量から基準排出量を算定

【新たな基準排出量算定に使用する実績範囲】
熱需要施設に供給する熱量から基準排出量を算定

（熱供給事業所の例）

※2 制度対象事業所ではあるが削減義務の対象となる前の事業所
※3 削減義務の対象となる事業所

$$\text{基準排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{販売熱量(基準年度平均)} \times \text{他人から供給された熱の排出係数(0.060 t-CO}_2\text{/GJ)}$$

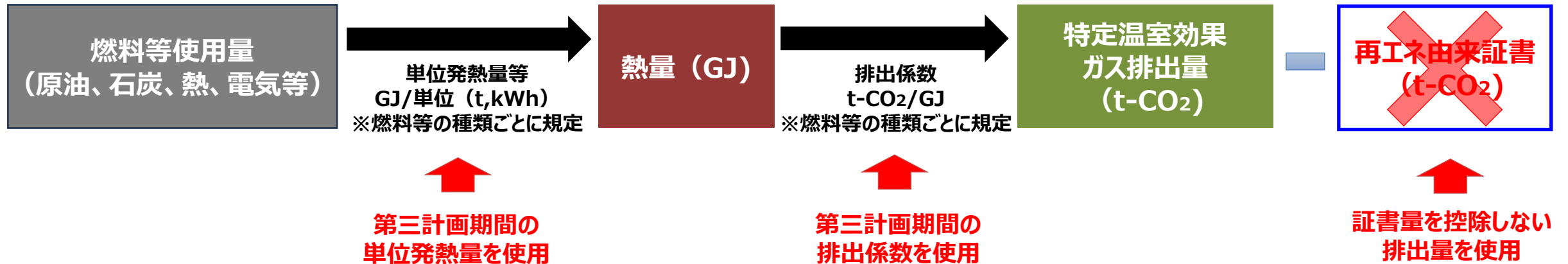
《基準排出量の算定に使用する年度排出量の算定方法（参考）》

- 第三計画期間までに基準排出量を算定している事業所は、現行の基準排出量をそのまま第四計画期間に継続
- 新たに基準排出量を算定する場合も、**第三計画期間と同様に固定係数で算定**

【年度排出量算定との違い（第四計画期間）】

- 年度排出量の算定で使用する単位発熱量は、**第三計画期間で使用した単位発熱量を使用**
- 排出係数は、**第三計画期間で使用した排出係数※を使用**
- 年度排出量算定で再エネ由来の証書（グリーンエネルギー証書及び非化石証書）により**排出量を控除している場合は、控除前の排出量を使用**

※ 事業所外から再エネを調達している場合は、第三計画期間同様に、調達量に固定係数を乗じて、排出量に加算する。



※ 基準排出量の算定に使用する排出係数は変更しないことから、
既存事業所の第四計画期間の基準排出量は変更せず、継続して使用

《「②排出標準原単位」に基づく方法》

- 2005～2007年度の大規模事業所の排出量を基に都が設定した 用途毎の「排出標準原単位」を用いて基準排出量を設定（排出活動指標（床面積の大きさ）×排出標準原単位）
- 用途区分別の排出標準原単位は下図に示すとおり（詳細は特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン参照）

| 用途区分 | 排出活動指標 [単位] | 排出標準原単位 | | |
|-------------|----------------------|---------|----------------------|---|
| | | 第一計画期間 | 第二～第四計画期間 | [単位] |
| 事務所 | 床面積[m ²] | 85 | 100 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 事務所(官公庁の庁舎) | 床面積[m ²] | 60 | 75 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 情報通信 | 床面積[m ²] | 320 | 380 (データセンター 610) | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 放送局 | 床面積[m ²] | 215 | 260 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 商業 | 床面積[m ²] | 130 | 160 (食品関係 225) | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 宿泊 | 床面積[m ²] | 150 | 180 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 教育 | 床面積[m ²] | 50 | 60 (理系大学等 95) | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 医療 | 床面積[m ²] | 150 | 185 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 文化 | 床面積[m ²] | 75 | 90 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 物流 | 床面積[m ²] | 50 | 55 (冷蔵倉庫等 90) | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 駐車場 | 床面積[m ²] | 20 | 25 | [kg-CO ₂ /m ² ・年] |
| 工場その他上記以外 | 床面積[m ²] | | 排出実績値の95% | |

3-4. 基準排出量について

《「③過去の基準排出量」に基づく方法（令和6年度（2024年度）から適用）》

- 中小企業等のエネルギー使用（所有）割合が1/2以上となった事業所（継続して制度対象事業所である事業所に限る※）が、再び総量削減義務の対象となった場合は、基準排出量決定時に**従前の基準排出量の選択が可能**
- **削減義務率は、総量削減義務が継続していた場合の削減義務率となる。**

※ 旧特定地球温暖化対策事業所が廃止の届出を提出した年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに、再び特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所に限る。

【算定例】

✓ 2017年度に指定相当事業所となり、2023年度に再度特定地球温暖化対策事業所に該当した場合

①「過去の実績排出量」に基づく方法で新たに算定する場合（イメージ）

| | 2015 | 2016 | 2017 | ～ | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-------|---------|---------|--------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業所分類 | 特定 | 特定 | 指定相当 | ～ | 指定相当 | 指定相当 | 指定相当 | 特定 | 特定 |
| 基準排出量 | 10,000t | 10,000t | なし | ～ | なし | なし | なし | 6,000t | 6,000t |
| 削減義務率 | 17% | 17% | なし | ～ | なし | なし | なし | 8% | 17% |
| 年度実績 | 6,000t | 6,000t | 6,000t | ～ | 6,000t | 6,000t | 6,000t | 6,000t | 6,000t |

直近の排出実績で基準排出量を算定するため、過去の削減努力が反映できない

③「過去の基準排出量」に基づく方法で算定する場合（イメージ）

| | 2015 | 2016 | 2017 | ～ | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 |
|-------|---------|---------|--------|---|--------|--------|--------|----------|---------|
| 事業所分類 | 特定 | 特定 | 指定相当 | ～ | 指定相当 | 指定相当 | 指定相当 | 特定 | 特定 |
| 基準排出量 | 10,000t | 10,000t | なし | ～ | なし | なし | なし | 10,000t※ | 10,000t |
| 削減義務率 | 17% | 17% | なし | ～ | なし | なし | なし | 27% | 27% |
| 年度実績 | 6,000t | 6,000t | 6,000t | ～ | 6,000t | 6,000t | 6,000t | 6,000t | 6,000t |

※ 再度基準排出量を決定する際に、事業所の一部解体など、基準排出量変更申請の要件を満たす事象が発生している場合は、その影響を反映

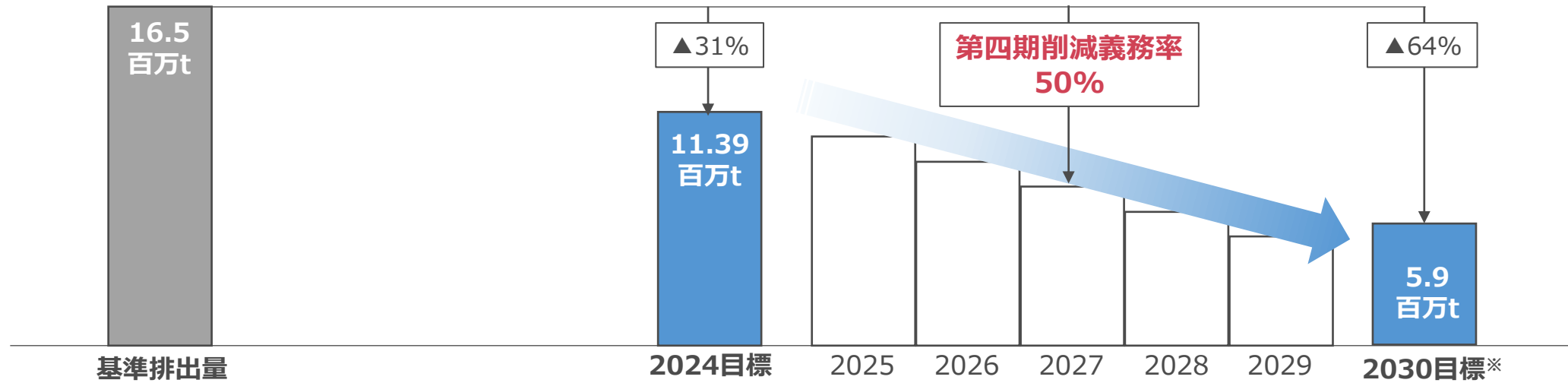
3. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 3 - 1. 制度の主な流れについて（スライド13）
- 3 - 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド16）
- 3 - 3. 年度排出量の算定方法について（スライド23）
- 3 - 4. 基準排出量について（スライド36）
- 3 - 5. 削減義務率について（スライド42）**
- 3 - 6. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド47）
- 3 - 7. 義務履行手段等について（スライド51）
- 3 - 8. 特定テナント等事業者の評価制度について（スライド56）
- 3 - 9. その他の変更事項について（スライド58）

3-5. 削減義務率について

● 削減義務率の設定 (第四計画期間)

- 大規模事業所の目標排出量からのバックキャストを前提に、省エネ対策に加え、再エネ設備の導入や再エネ電気調達等による削減余地及び新規参入・廃止事業所等における排出量相当分を考慮して、「**50%**」(計画期間の平均値を算出)とする。



※ 東京都の「産業・業務部門」の2030年排出量目標から大規模事業所相当量を推計。新規参入事業所等や義務率緩和を受けている事業所の排出量相当分(約0.6百万t)を考慮して削減義務率を設定

| 区分 | | | 第三計画期間 | 第四計画期間 |
|----|-------|--|--------|------------|
| I | I-1 | オフィスビル等※1 | 27% | 50% |
| | I-2 | オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所※2 | 25% | 48% |
| II | 工場等※3 | | 25% | 48% |

※1 オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所(区分I-2に該当するものを除く)

※2 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設など区分I-1、区分I-2以外の事業所

3-5. 削減義務率について

● 削減義務率の緩和措置

- 以下の要件に該当する事業所は、削減義務率を一定量緩和することが可能

【人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設について（第四計画期間も適用）】

- 医療施設は一定の省エネ余地はあるが、第三期から第四期にわたる激変緩和措置として、第三計画期間と同様、**削減義務率を2%減少**（削減義務率50%/48%の特定地球温暖化対策事業所が対象）

【電化率20%未満の事業所※について（第四計画期間から新規）】

- 第四計画期間に限り、**電気の原油換算エネルギー使用量の期間平均値が事業所全体の20%未満**である事業所の**削減義務率を3%減少**（削減義務率に関わらず全ての特定地球温暖化対策事業所が対象）

※ 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の提出が必要

| 対象事業所 | 20%未満を確認する算定期間※と申請時期（予定） |
|---|--|
| 第四計画期間の 前年度（2024年度）までに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所 | <ul style="list-style-type: none"> • 2022年度から2024年度の3か年度 • 2025年度に、第三計画期間の最終年度（2024年度）の排出量実績を報告する地球温暖化対策計画書と合わせて申請することを想定 |
| 第四計画期間中に 新たに特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所 | <ul style="list-style-type: none"> • 基準年度の3か年度 • 基準排出量決定申請書と合わせて申請することを想定 |

※ 算定期間で緩和対象要件を満たさない場合、第四計画期間中に電気使用割合が20%未満となったとしても緩和措置を受けることはできない

3-5. 削減義務率について

● 計画期間途中から制度対象となる新規参入事業所の削減義務率の考え方 (第四計画期間)

- 省エネ対策で目指すべき排出量削減率に、再エネ利用等による削減相当分（14%）を上乗せ
- 第四計画期間からの新規事業所は、**経過措置として第四計画期間の4年度目までは第二計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を加えた義務率を適用**
- 第三計画期間途中からの新規事業所の第四計画期間の削減義務率は、**義務開始5年度目までは31%/29%を適用それ以降は41%/39%を適用**

経過措置として第一期
の削減義務率を適用
+
義務開始から5年間は
第二期の削減義務率を適用

| 計画期間 | 第三計画期間 | | | 第四計画期間 | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年度 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 |
| 既存事業所 | 27%/25% | 27%/25% | 27%/25% | 50%/48% | 50%/48% | 50%/48% | 50%/48% | 50%/48% |
| 新規事業所 | 第三期から特定 | 8%/6% | 8%/6% | 17%/15% | 31%/29% | 31%/29% | 41%/39% | 41%/39% |
| | 第四期から特定 | 指定 | 指定 | 指定 | 31%/29% | 31%/29% | 31%/29% | 41%/39% |
| | | | 指定 | 指定 | 指定 | 31%/29% | 31%/29% | 41%/39% |
| | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 31%/29% | 41%/39% |
| | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 41%/39% | |

経過措置期間として第二期の削減義務率
に再エネ利用等による削減相当分を加えた
義務率を適用

主に省エネ対策に関する義務率分を緩和し、再エネ利用等による
削減相当分（14%）について上乗せ

| 計画期間 | 第三計画期間 | | | 第四計画期間 | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年度 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 |
| 既存事業所 | 27%/25% | 27%/25% | 27%/25% | 36%/34% | 36%/34% | 36%/34% | 36%/34% | 36%/34% |
| 新規事業所 | 第三期から特定 | 8%/6% | 8%/6% | 17%/15% | 17%/15% | 27%/25% | 27%/25% | 27%/25% |
| | 第四期から特定 | 指定 | 指定 | 指定 | 17%/15% | 17%/15% | 17%/15% | 27%/25% |
| | | | 指定 | 指定 | 指定 | 17%/15% | 17%/15% | 27%/25% |
| | | | | 指定 | | | | 27%/25% |
| | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 27%/25% | |

【第三計画期間までの固定係数による算出結果】

3-5. 削減義務率について

● 削減義務率の推移 (第四計画期間)

| 計画期間 | | 第一計画期間 | | | | | 第二計画期間 | | | | | 第三計画期間 | | | | | 第四計画期間 | | | | |
|-------|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年度 | | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 | H 26 | H 27 | H 28 | H 29 | H 30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 | R 10 | R 11 |
| | | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 |
| 既存事業所 | | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 27% / 25% | 27% / 25% | 27% / 25% | 27% / 25% | 27% / 25% | 50% / 48% | 50% / 48% | 50% / 48% | 50% / 48% | 50% / 48% |
| 新規事業所 | 第一計画期間の途中からの新規参入事業所 | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 27% / 25% | 27% / 25% | 27% / 25% | 27% / 25% | 27% / 25% | 50% / 48% | 50% / 48% | 50% / 48% | 50% / 48% | 50% / 48% |
| | | 指定 | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 27% / 25% | 27% / 25% | 27% / 25% | 27% / 25% | 41% / 39% | 50% / 48% | 50% / 48% | 50% / 48% | 50% / 48% |
| | | 指定 | 指定 | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 27% / 25% | 27% / 25% | 27% / 25% | 41% / 39% | 41% / 39% | 50% / 48% | 50% / 48% | 50% / 48% |
| | | 指定 | 指定 | 指定 | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 27% / 25% | 27% / 25% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 50% / 48% | 50% / 48% |
| | 第二計画期間の途中からの新規参入事業所 | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | |
| | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 17% / 15% | 17% / 15% | 17% / 15% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | |
| | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 17% / 15% | 17% / 15% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | |
| | | | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 17% / 15% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | |
| | 第三計画期間の途中からの新規参入事業所 | | | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | |
| | | | | | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8% / 6% | 8% / 6% | 8% / 6% | 31% / 29% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | |
| | | | | | | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 8% / 6% | 8% / 6% | 31% / 29% | 31% / 29% | 41% / 39% | 41% / 39% | 41% / 39% | |
| | | | | | | | | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 31% / 29% | 31% / 29% | 31% / 29% | 41% / 39% | 41% / 39% | |
| | 第四計画期間の途中からの新規参入事業所 | | | | | | | | | | | | | | 指定 | 指定 | 31% / 29% | 31% / 29% | 31% / 29% | 31% / 29% | 41% / 39% |
| | | | | | | | | | | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 31% / 29% | 31% / 29% | 31% / 29% | 41% / 39% |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 31% / 29% | 31% / 29% | 41% / 39% |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 指定 | 指定 | 指定 | 31% / 29% | 41% / 39% |

経過措置

【経過措置】

- 第四計画期間の4年度目までは第二計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした義務率 (区分Ⅰ : 31% / 区分Ⅱ : 29%) を適用
- 経過措置が終了する5年度目は、削減率 (区分Ⅰ : 41% / 区分Ⅱ : 39%) を適用

3. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 3 - 1. 制度の主な流れについて（スライド13）
- 3 - 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド16）
- 3 - 3. 年度排出量の算定方法について（スライド23）
- 3 - 4. 基準排出量について（スライド36）
- 3 - 5. 削減義務率について（スライド42）
- 3 - 6. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド47）**
- 3 - 7. 義務履行手段等について（スライド51）
- 3 - 8. 特定テナント等事業者の評価制度について（スライド56）
- 3 - 9. その他の変更事項について（スライド58）

3-6. トップレベル事業所認定の仕組みについて

● トップレベル事業所認定の変更事項 (第四計画期間)

基本的な考え方
～ゼロエミッション化に
向けた取組の促進～

- ・省エネ対策に加え、再エネ利用も含めたゼロエミッション化への取組等を評価。これらを評価する項目群を新設
- ・ゼロエミッション化に向けた取組を促進できるよう、従来よりも高い認定区分を加え、**3つの認定区分**とする。
- ・設計時に高評価の建築物は、**建築物環境計画書制度の評価を活用した認定申請も可**とする。

認定による
削減義務率等の取扱い

- ・排出削減に積極的な事業所を認定するため、**削減義務率の減少は原則として廃止、超過削減量の発行上限は撤廃**
- ・既存制度対象事業所の場合、**一定の条件下で削減義務率の減少も可**（この場合、超過削減量の上限撤廃なし）
（減少率：トップレベル事業所 Gold 3/5、トップレベル事業所 Silver 4/5）

申請等の事務手続きの
負担軽減、
認定事業所の公表等

- ・認定の信頼性を確保しながら、事業所による取組状況の**自己評価**や**第三者検証時の事務手続等の負担を軽減**
- ・認定事業所の社会的・経済的評価の向上に資するよう、広報等の取組を強化

※ 第一区分事業所、第二区分事業所の区別なく検証が受けられるよう、検証の登録区分を統合

| 認定区分 | トップレベル事業所 Silver | トップレベル事業所 Gold | [新設] トップレベル事業所 Diamond |
|------------|--|--|---------------------------------------|
| 認定事業所のイメージ | 一定水準の省エネ対策・再エネ利用を実施 | 「トップレベル事業所 Silver」よりも更に省エネ対策や再エネ利用の取組を実施 | ゼロエミッション化に向けた省エネ・再エネに加え、更に進んだ環境配慮等を推進 |
| 認定水準 | 総合得点70点以上 | 総合得点80点以上 | 総合得点90点以上 |
| 必須項目※ | I 一般管理事項 (15項目) II 建物及び設備性能に関する事項 (21項目) III 事業所及び設備の運用に関する事項 (13項目) | | |
| | IV [新設] 事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項 (1項目) V [新設] 事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項 (2項目) | | |
| 不合格要件数 | 評価項目 I・II・III で 2 以内、IV・V で 2 以内 (竣工年により不合格要件の数は緩和) | 評価項目 IV・V で 2 以内 | 0 |

※ () 内の必須項目数は事業所の用途や竣工年により変化する

3-6. トップレベル事業所認定の仕組みについて

● 削減義務率減少の考え方（第四計画期間）

- ゼロエミッション化に向けた取組を積極的に進める事業所を認定するため、**削減義務率の減少措置は原則として廃止し**、認定事業所の**超過削減量の発行上限を撤廃**（超過削減量の発行上限については、スライド52参照）
- 既に認定された事業所等、**一定の条件に合致する事業所は削減義務率の減少も可能**（この場合、**超過削減量の上限撤廃なし**）

（減少率：トップレベル事業所 Gold 3/5、トップレベル事業所 Silver 4/5。トップレベル事業所 Diamondは対象外）



【削減義務率の減少申請が可能な事業所※（第四計画期間）】

- ① 第四計画期間に**継続して認定を申請する事業所**
- ② 第四計画期間に**認定効果が継続する事業所**（その後の継続申請も対象）
- ③ 上記を除く、第三計画期間までに特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所で、**2022年（令和4年）12月末までに第四計画期間での認定に向けた準備を進めていたことを確認できる書類を添えて認定を申請する事業所**

※ 削減義務率の減少を受ける場合は、認定申請とは別に「**削減義務率減少申請**」の提出が必要
（原則は超過削減量の上限撤廃となるため、意思表示をしていただくための書類）

● トップレベル事業所認定のメリット（第四計画期間に拡充）

➤ 東京都のグリーン調達における推奨事項への追加(予定)

- ・ 都が「東京都グリーン購入推進方針」に基づき物品等を調達する際の目安となる「東京都グリーン購入ガイド」において、借上契約の対象となる建築物がトップレベル認定事業所であることを、推奨事項に位置付け予定（令和6年度～）

➤ 金融機関等からの認知・評価の向上

- ・ CDPの質問書のうち、気候変動分野の政策立案者との協働に関する質問への回答において、トップレベル事業所認定制度に係る事業者の活動も回答可能
- ・ GRESBリアルエステイト評価（不動産に投資する企業等のESG評価指標）及び DBJ Green Building認証（環境・社会への配慮がなされた不動産を評価する認証制度）において、トップレベル事業所認定が有効な認証として認められている

➤ 東京都による広報（令和6年度から拡充）

- ・ 東京都ウェブサイト上での情報公開内容の充実
- ・ 東京都デジタルツイン実現プロジェクトにおける事業所の紹介
- ・ 東京都のセミナー等への登壇

等

➤ 認定証・楯、認定ロゴを使用したPR活動

- ・ 認定事業所のみが使用できる「トップレベル事業所認定ロゴマーク」を企業のパンフレット、HP、広報誌、名刺等で使用可能



東京都デジタルツイン実現プロジェクトにおける事業所の紹介



Tokyo Cap & Trade Program

トップレベル事業所認証
ロゴマーク

3. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 3 - 1. 制度の主な流れについて (スライド13)
- 3 - 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について (スライド16)
- 3 - 3. 年度排出量の算定方法について (スライド23)
- 3 - 4. 基準排出量について (スライド36)
- 3 - 5. 削減義務率について (スライド42)
- 3 - 6. トップレベル事業所認定の仕組みについて (スライド47)
- 3 - 7. 義務履行手段等について (スライド51)**
- 3 - 8. 特定テナント等事業者の評価制度について (スライド56)
- 3 - 9. その他の変更事項について (スライド58)

3-7. 義務履行手段等について

● 排出量取引の対象となるクレジット (第四計画期間)

排出量取引 (利用できるクレジット等は第三計画期間から継続し5種類を予定)

➤ 超過削減量

削減義務量を超えて削減した量のうち、省エネ対策・再エネ利用(オンサイト・オフサイト)の実績に応じて創出

次スライドで詳細説明

➤ 都内中小クレジット (都内削減量)

都内中小規模事業所のエネルギー使用量削減による排出削減量
(※クレジット算定方法を変更)

【新たな都内中小クレジットの創出方法】

➤ 再エネクレジット (環境価値換算量・その他削減量)

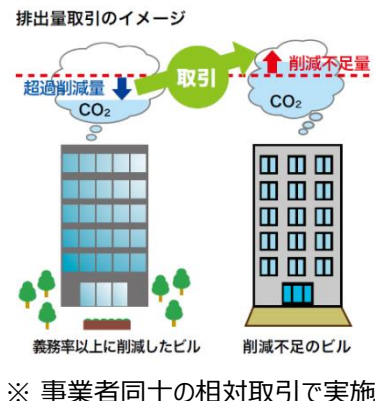
- 再エネクレジットの量の算定に使用する換算係数は、都内平均排出係数を使用
- 対象とする再エネのうち、バイオマスについては持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を対象

➤ 都外クレジット (都外削減量)

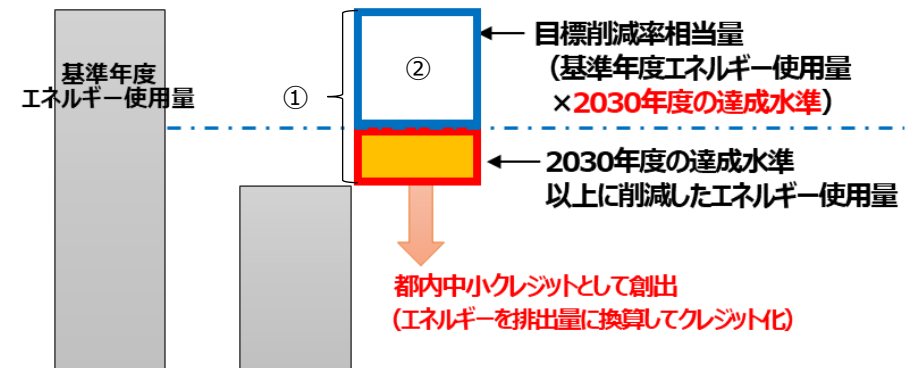
- 都外大規模事業所の省エネ対策による削減量
- 使用する基準排出量は、根拠資料が存在しない場合に限り、第四計画期間前の直近3か年度の排出量の使用を認める

➤ 埼玉連携クレジット (その他削減量)

埼玉県の第4削減計画期間の検討内容を踏まえて、今後連携方法を検討



「基準年度のエネルギー消費量 (GJ) と算定年度のエネルギー消費量 (GJ) の差分 (①) から、基準年度のエネルギー消費量に『2030年度の達成水準』を乗じて得られる量 (②) を減じた量 (①-②) を特定温室効果ガス排出量に換算した量」とする。



中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030年度の達成水準」以上に削減したエネルギー使用量相当の排出量を都内中小クレジットとして発行 (但し、中小企業等(一定の要件あり)については、達成水準未滿のエネルギー削減量についてもクレジット創出の対象とする)

第三計画期間からのバンキング

第三計画期間の超過削減量やクレジットを、第四計画期間の削減義務の履行に利用することができる。

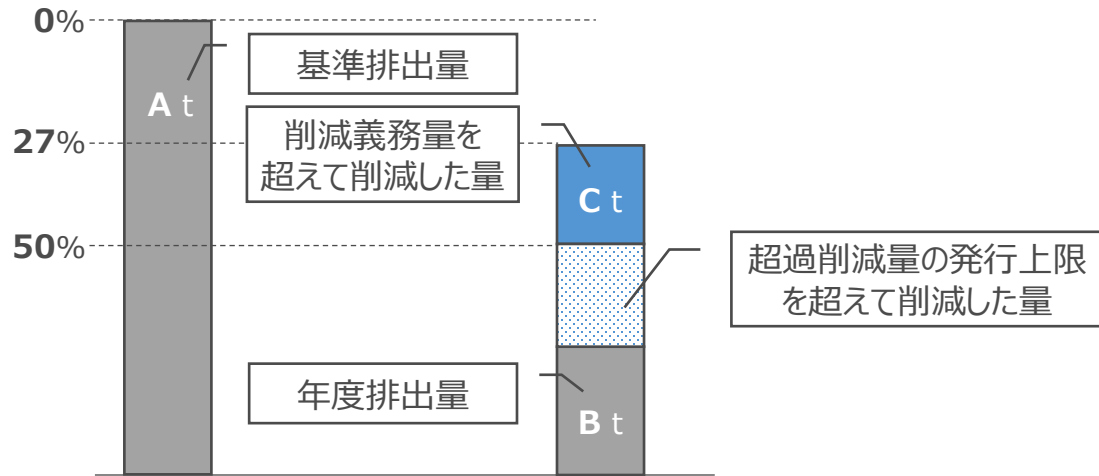
3-7. 義務履行手段等について

● 超過削減量の創出方法 (第三計画期間から変更あり)

- **省エネ対策・再エネ利用** (オンサイト・オフサイト) を促すため、**これらの実績に応じて超過削減量が創出**される仕組みを新たに設定

【第三計画期間】

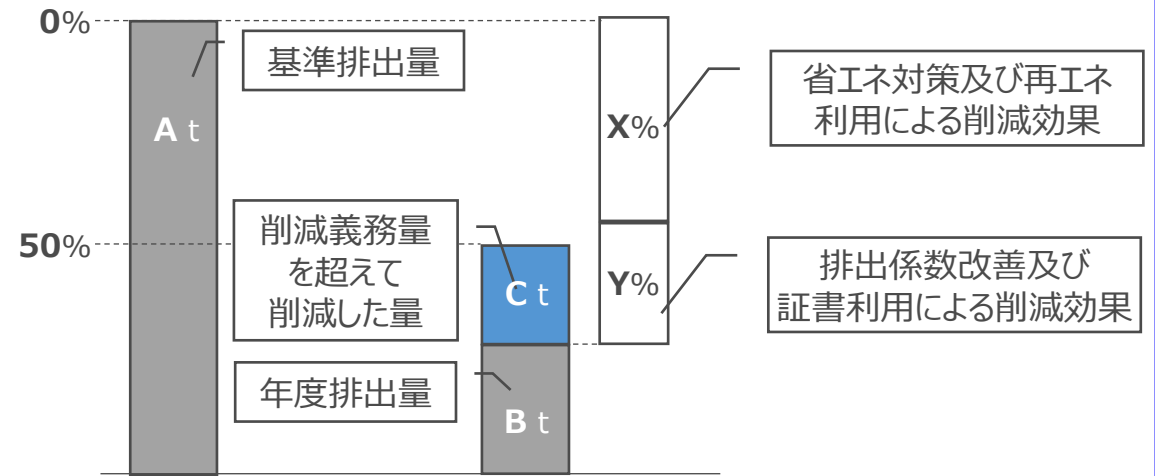
基準排出量から年度排出量を減じて得た量 (基準排出量の50%上限) のうち、各年度の削減義務量を超過した量をクレジットとして発行



➡ $C [t]$ を超過削減量として創出 (基準排出量 \times (50%-削減義務率) $[t]$ が上限量)

【第四計画期間】

基準排出量から年度排出量を減じて得た量のうち、削減義務量を超過して削減した量に占める**省エネ対策及び再エネ利用 (オンサイト・オフサイト) による削減相当量** (基準排出量の65%を上限) をクレジットとして発行

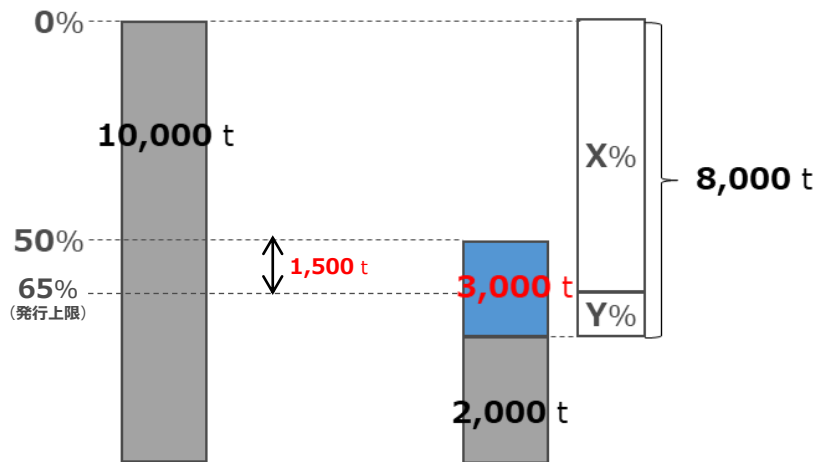


➡ $C [t] \times (X / (X + Y))$ [%] を超過削減量として創出 (基準排出量 \times (65%-削減義務率) $[t]$ が上限量)

※ バーチャルPPA由来の非化石証書は再エネ利用による削減相当量 (X%) に含める。
 ※ 大規模水力発電 (3万kW以上) 由来の電力は再エネ利用による削減相当量 (X%) に含めない。

3-7. 義務履行手段等について

《超過削減量の試算例》



【実績（モデルケース）】

- ✓ 基準排出量：10,000t-CO₂
- ✓ 削減義務率：50%
- ✓ 省エネ対策、再エネ導入等で、年間の排出量を「2,000t-CO₂」まで削減した場合
(※発行上限65%のため、最大「1,500t-CO₂」の超過削減量が創出可能)

* **省エネ対策・再エネ（オンサイト・オフサイト）による削減努力が大きいほど超過削減量が多くなる仕組みとなっている。**

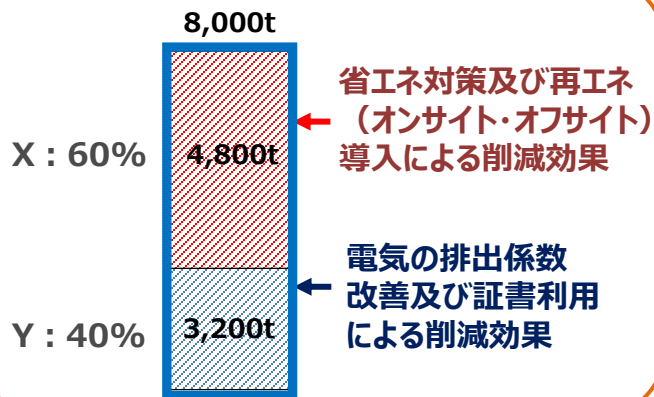
【試算例A】

省エネ対策・再エネ（オンサイト・オフサイト）で4,800 t 削減した場合
⇒ 削減義務率を超えて削減した「3,000t」のうち、省エネ及び再エネ導入による削減効果相当量の「1,500t」（発行上限まで）を超過削減量として創出

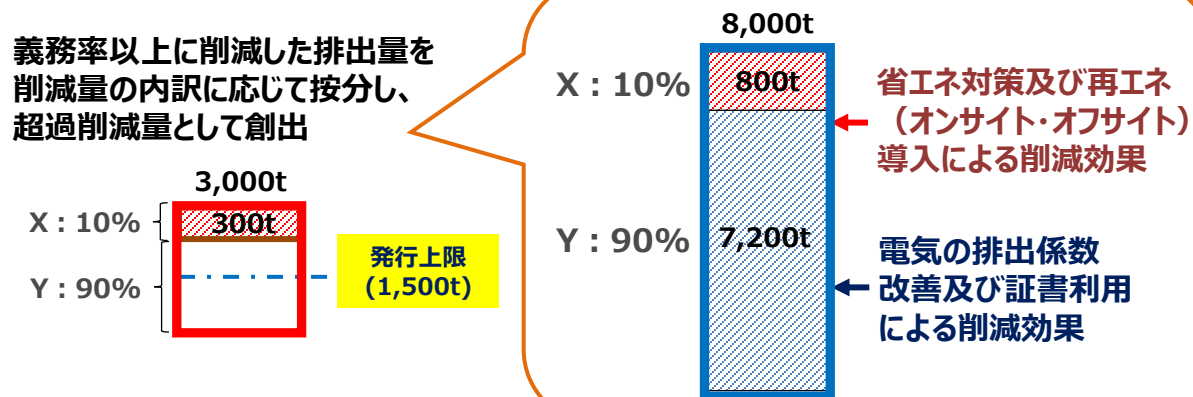
【試算例B】

低炭素な電気契約及び証書購入で7,200 t 削減した場合
⇒ 削減義務率を超えて削減した「3,000t」のうち、省エネ及び再エネ導入による削減効果相当量の「300t」を超過削減量として創出

削減量の内訳を算定



削減量の内訳を算定



3-7. 義務履行手段等について

● その他ガス削減量（第三計画期間から変更あり）

- 削減義務対象である特定温室効果ガス以外のCO₂排出量やCO₂以外の温室効果ガス（CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃）を「その他ガス」とし、その排出量について、把握・報告を義務付ける。（削減義務なし）
- 上水・下水の利用に加え、新たに追加される**排出係数が設定されていない非化石燃料（水素・アンモニアなど）**についても、「**その他ガス**」として把握・報告を義務付ける。

- その他ガスの削減を目的として計画的に削減した量のうち、一定の量を超過した量が認められる場合、当該超過量を総量削減義務に充当可能とする仕組みは継続



【その他ガス削減量算定に係る今後の検討・公表事項（第四計画期間）】

- 現行の規定で基準排出量が作成できない、2008年度以降に事業を開始した事業所（主に2010年度以降の特定地球温暖化対策事業所）の基準排出量の取扱い
 - ※ 第三計画期間では、2002年度から2008年度までのいずれか連続する3年度を対象に基準排出量を作成
- その他ガス削減量の義務充当及び超過削減量の創出方法

【その他ガス削減量の対象範囲】

| | |
|--|---|
| 特定温室効果ガス以外のCO ₂ | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物燃料の使用等 ・廃棄物の焼却 ・製品の製造・加工に伴い発生するCO₂ |
| CO ₂ 以外のガス（CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ ） | <ul style="list-style-type: none"> ・重油などボイラーの燃料燃焼に伴い付随的に発生するメタンやN₂O等 |
| 水の使用、下水への排水 | |

3. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 3-1. 制度の主な流れについて（スライド13）
- 3-2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド16）
- 3-3. 年度排出量の算定方法について（スライド23）
- 3-4. 基準排出量について（スライド36）
- 3-5. 削減義務率について（スライド42）
- 3-6. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド47）
- 3-7. 義務履行手段等について（スライド51）
- 3-8. 特定テナント等事業者の評価について（スライド56）**
- 3-9. その他の変更事項について（スライド58）

3-8. 特定テナント等事業者の評価について

● 特定テナント等事業者の評価（第三計画期間から変更あり）

- 第四計画期間における制度全体の変更との整合を図り、実排出係数による排出量の算定や、再エネ利用状況の点検表への反映等の**評価方法の見直しを実施**

【現行制度の評価の考え方】

- ・ 点検表（70点）と削減実績（30点）の合計点に応じた総合評価
- ・ テナント点検表は、推進体制の整備と運用・導入対策の2対策を評価
- ・ 排出実績は、削減率に応じて評価



テナント点検表

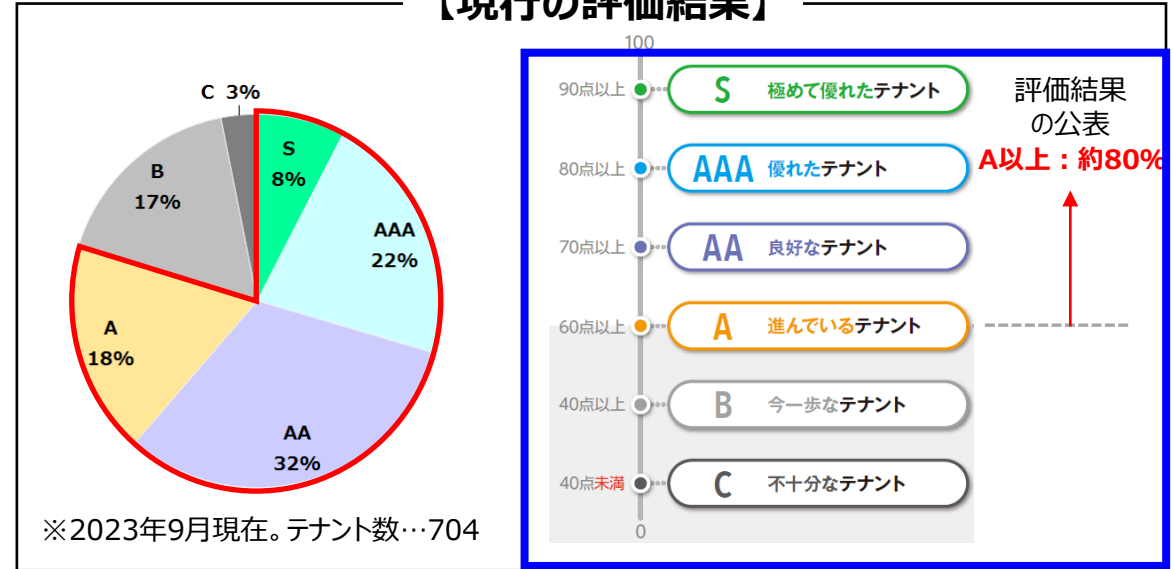
| 対策 | 事務所・商業・宿泊 | データセンター |
|---------|-----------|---------|
| 推進体制の整備 | 30点 | 15点 |
| 運用・導入対策 | 40点 | 55点 |

温室効果ガス排出量実績

| 20%以上 | 10%以上～ 20%未満 | 10%未満 | 0% | -10%未満 | -10%以上～ -20%未満 | -20%以上 |
|-------|-----------------|-------|-----|--------|-------------------|--------|
| 30点 | 25点 | 20点 | 15点 | 10点 | 5点 | 0点 |

※令和5年度より点検表に再エネ対策の取組状況を把握する項目を追加

【現行の評価結果】



【特定テナント等事業者に係る今後の検討・公表事項（第四計画期間）】

- 削減義務率の変更に伴う排出実績の評価方法
- 特定テナント等事業者の排出削減の取組内容（再エネ対策含む）の評価方法、評価点の内訳等に係る公表方法 等

3. 第四計画期間に適用する改正事項等

- 3 - 1. 制度の主な流れについて（スライド13）
- 3 - 2. 制度対象となる事業所及び算定対象活動について（スライド16）
- 3 - 3. 年度排出量の算定方法について（スライド23）
- 3 - 4. 基準排出量について（スライド36）
- 3 - 5. 削減義務率について（スライド42）
- 3 - 6. トップレベル事業所認定の仕組みについて（スライド47）
- 3 - 7. 義務履行手段等について（スライド51）
- 3 - 8. 特定テナント等事業者の評価について（スライド56）
- 3 - 9. その他の変更事項について（スライド58）**

3-9. その他の変更事項（報告・公表）について

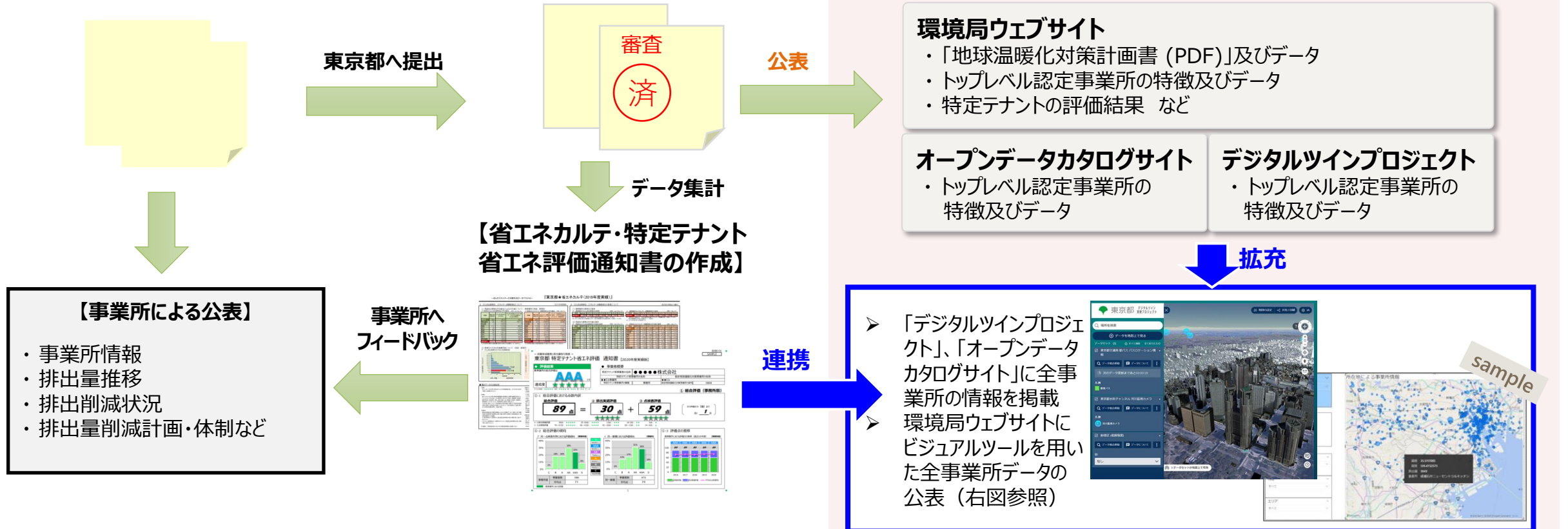
● 目標設定・取組状況等の報告・公表（第三計画期間から変更あり）

- 地球温暖化対策計画書の**報告内容の拡充**を図るほか、「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」等とも連携し、大規模事業所の**排出量削減や再エネ利用状況等**のほか、現行制度で対象事業所にフィードバックしている**省エネカルテ（建物の床面積当たりエネルギー消費量の推移等）**の情報を掲載予定

【「地球温暖化対策計画書」等の作成】

【「地球温暖化対策計画書」等の審査】

【「地球温暖化対策計画書」等の公表（HP）】



3-9. その他の変更事項（報告・公表）について

● 計画書等における報告・公表内容の拡充（第三計画期間から変更あり）

- 床面積当たりのエネルギー消費原単位や再エネ利用に関する目標・利用実績等を追加
- 事業所の積極的な取組を後押しするため、サプライチェーンにおける排出削減の取組など、**事業者としての脱炭素化に向けた取組等を報告・公表項目に追加**することを検討中

※ 再エネ利用実績の算定方法については検討中（後日公表予定）

【現行の公表内容】

| 項目 | 都による公表 (オープンデータ化) | 事業所による公表 (義務) |
|---|----------------------|------------------|
| 地球温暖化対策計画書 | ○ | ○ |
| ・地球温暖化の対策事業所の概要 | | |
| ・温室効果ガス排出量の削減実績及び目標 ・実施した削減対策及び自己評価 など | | |
| 特定テナント等地球温暖化対策計画書 | ○ | ○ |
| ・特定テナント事業者の概要 ・特定温室効果ガスの排出量及び原単位 など | | |
| トップレベル認定制度 | ○ | 任意 |
| ・認定事業所名称 ・事業所紹介 | | |



【追加する主な公表内容】

| 項目 | 都による公表※1 (オープンデータ化) | 事業所による公表 (義務) |
|--|------------------------|------------------|
| 省エネカルテ（事業所からの報告を基に都が作成・公表） | | |
| ・事業所のCO2排出実績・原単位（CO ₂ 及び一次エネルギー）の推移 | ○ | — |
| ・用途別の排出原単位の推移（平均及び上位25%※2水準） | ○ | — |
| 再エネ利用に係る報告（再エネ目標の設定と使用量の把握） | | |
| 目標設定 | ○ | ○ |
| オンサイト・オフサイト | ○ | ○ |
| | ▲ | ▲ |
| 小売電気事業者 | × | × |
| 地域熱供給事業者 | ▲ | ▲ |
| 証書 | ○ | ○ |
| | ▲ | ▲ |

※1：非公表を特に希望する事業者に対しては一定の配慮を行う。

※2：上位15%水準も公表する想定

▲：事業所に不利益が生じないように、報告数値を一部加工して公表する。公表する情報は、規模感や利用状況が概ね把握できるよう再エネ利用割合やレンジで示すことを想定

×：事業所の契約内容等、対外的に公表されることで事業所に不利益が生じる事項は公表しない。

3-9. その他の変更事項（義務者）について

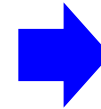
● 制度対象事業所における義務者の明確化（第三計画期間から変更あり）

- 対象事業所の義務者を「事業活動の用に供する専有部を所有する者」に限定し、**義務者の範囲を明確化**
- 事業活動の用に供する専有部を所有していない現行の義務者（事業所とエントランス部分を共有するマンションの区分所有者等）は、「所有事業者等届出書」の提出により**義務対象外となることが可能**

【第三計画期間までの義務者の考え方】

| 所有者 | | 義務者の対象可否 |
|------------------------|-----------------------|----------|
| 事業活動の用に供する専有部のみ所有する事業者 | | 対象 |
| 住居の用に供する専有部のみ所有する者 | | 対象外 |
| 共用部を所有する者 | 事業活動の用に供する専有部を所有する事業者 | 対象 |
| | 住居の用に供する専有部を所有する事業者 | ※ |

※ 共用部については、事業用途と住宅用途のエネルギーが明確に分計できない場合は、共用部の所有者をすべて義務者と判断



【第四計画期間の義務者の考え方】

| 所有者 | | 義務者の対象可否 |
|------------------------|-----------------------|----------|
| 事業活動の用に供する専有部のみ所有する事業者 | | 対象 |
| 住居の用に供する専有部のみ所有する者 | | 対象外 |
| 共用部を所有する者 | 事業活動の用に供する専有部を所有する事業者 | 対象 |
| | 住居の用に供する専有部を所有する事業者 | 対象外※ |

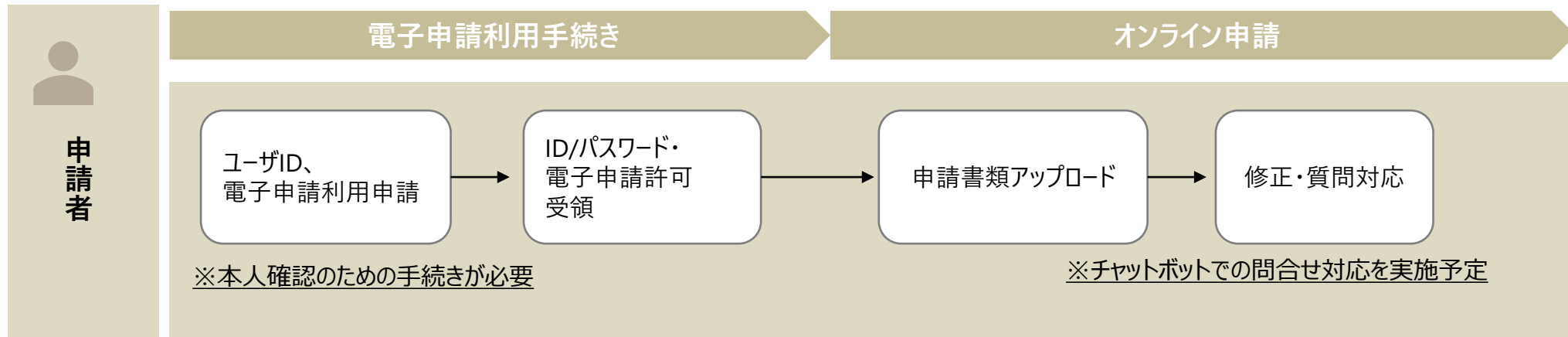
※ 制度対象事業所内の主要なエネルギー使用箇所である専有部を所有している事業者を義務者と判断

● 制度対象義務者の変更（第三計画期間から変更あり）

- 専ら住居の用に供する部分及び共有部分のみを持分とする者も、「所有事業者等届出書」の提出により、**当該事業所の義務者となることが可能**

● 申請書類は原則としてオンライン提出可能（第四計画期間）

- 地球温暖化対策計画書等の申請書類を、原則として「**総量削減義務と排出量取引システム**」上から**電子ファイルで提出可能**とする予定
- 「地球温暖化対策計画書」に加え「**特定テナント等地球温暖化対策計画書**」等も、最新の情報を反映した様式をダウンロード可能にする予定
- 都からの通知文書も、システム上での送付を可能とする予定



4. 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

(1) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式（質問シート）」を御活用いただき、「メールでの御提出」に御協力をお願い申し上げます。

（「総量削減義務と排出量取引システム」上のメッセージ交換機能での送信も可能です。）

「共通の書式（質問シート）」は、こちらのURLからダウンロードしてください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/question_download/

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。

このため、一般的な御質問等への回答内容は、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（FAQ）」として掲載させていただく場合がありますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

【送付先】 東京都環境局気候変動対策部総量削減課
「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

Eメール：ondanka31@ml.metro.tokyo.jp（制度全般に関する御質問）
torihiki@ml.metro.tokyo.jp（排出量取引に関する御質問）

(2) アンケート記入のお願い

《1. 説明会終了後のアンケート記入のお願い》

- ✓ 説明会終了後、右図の画面が表示されます。
- ✓ 今後の制度説明会で詳細な説明等が必要と思われる事項などについて把握するための簡単なアンケートとなっております。
- ✓ 回答は基本的にプルダウンで選択するもので、5分程度で回答できる内容となっております。
- ✓ お忙しいところ恐縮ですが、アンケート記入に御協力ください。

※ 制度への御意見・御質問等については、前ページを参照いただき、「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口へ御連絡ください。



《2. 次年度の「第四計画期間に向けた制度説明会」のご案内》

- ✓ 次年度、下記の時期にて、制度説明会を開催する予定です。第四計画期間の制度内容についても改めて御説明いたしますので、御参加のほどよろしくお願いたします。
- ・ 第四計画期間における制度開始（2025年4月）の半年前（2024年10月頃）を予定